

(案)

# 第3次半田市地域福祉計画

計画期間：2026 年度～2031 年度（令和 8 年度～13 年度）

2026 年（令和 8 年）3 月

半田市



# 《目 次》

## 第1章 計画の策定にあたって ······ 1

第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置付け	2
第3節	計画期間	3
第4節	策定体制	4

## 第2章 半田市の地域福祉の状況 ······ 5

第1節	統計データ等から見た状況	5
└	(1) 人口の推移	5
	(2) 高齢者の状況	9
	(3) 障がい者の状況	11
	(4) 子どもの状況	12
	(5) その他の状況	13
第2節	市民意識調査等から見た課題	20
└	(1) 地域のつながり等について	20
	(2) 困りごとの相談等について	21
	(3) 地域活動の担い手について	21
	(4) その他	21

## 第3章 基本理念等 ······ 23

第1節	基本理念	23
第2節	地域福祉活動の階層	25
第3節	半田市の目指す包括的支援体制	27

## 第4章 基本目標と推進施策 ······ 29

第1節	基本目標	29
第2節	推進施策	30
└	(1) 基本目標1. 地域づくりの推進	30
	(2) 基本目標2. 参加の機会の創出	35
	(3) 基本目標3. 相談支援の充実	38
第3節	計画の評価及び進行管理に関して	43

## 第5章 半田市重層的支援体制整備事業実施計画 ······ 47

第1節	半田市における重層的な支援体制の現状と課題	47
└	(1) 令和5年度から令和6年度の多機関協働事業等における本市の現状と課題について	47

(2) 重層的なふくし課題の整理	50
(3) 課題により推進が必要な施策まとめ	51
第2節 重層的支援体制整備事業とは	52
第3節 基本方針	53
第4節 実施事業と実施体制	54
(1) 重層的支援体制整備事業と関連して実施する取組	54
(2) 重層的支援体制整備事業の実施に係る支援提供体制 に関する事項	55
第5節 計画の評価及び進行管理について	60

1. アンケート結果	… 61	2. 中学校区別人口等分析	… 95
3. 専門部会報告書	… 101	4. 市民研修報告書	… 107
5. 名簿	… 113		

### 第3次半田市地域福祉計画とSDGs

SDGs (Sustainable Development Goals) は、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、平成 27 年（2015 年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のことであり、令和 12 年（2030 年）までを期限とする世界共通の目標です。持続可能な世界を実現するために 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、経済・社会・環境を包含する統合的な取組を示しています。

国では、「SDGs 実施指針改定版」（令和 5 年 12 月 19 日）において、持続可能な経済・社会システム構築の観点からも、「誰一人取り残さない」包摵社会の実現を掲げています。

そこで、本計画とSDGsの目標を関連付け、SDGsの推進を図ります。

SDGs ロゴと 17 の各目標に対応するゴール	本計画に関連するゴール
 	        

# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の趣旨

社会福祉法（昭和26年法律第45号）では、第1条で地域福祉を「地域における社会福祉」と定義しています。また、同法第4条（地域福祉の推進）で「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。」と明記されています。地域福祉の推進を通して、年齢や性別、障がいの有無、国籍等に関わらず、地域に住むすべての人が安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指すことを示しています。

地域福祉計画は、「行政の福祉サービスをどのように充実させるか」だけではなく、「わがまちをより住みやすく、安心して暮らし続けられるようにするために、私たち自身が何をしたらよいのか」を考える計画です。

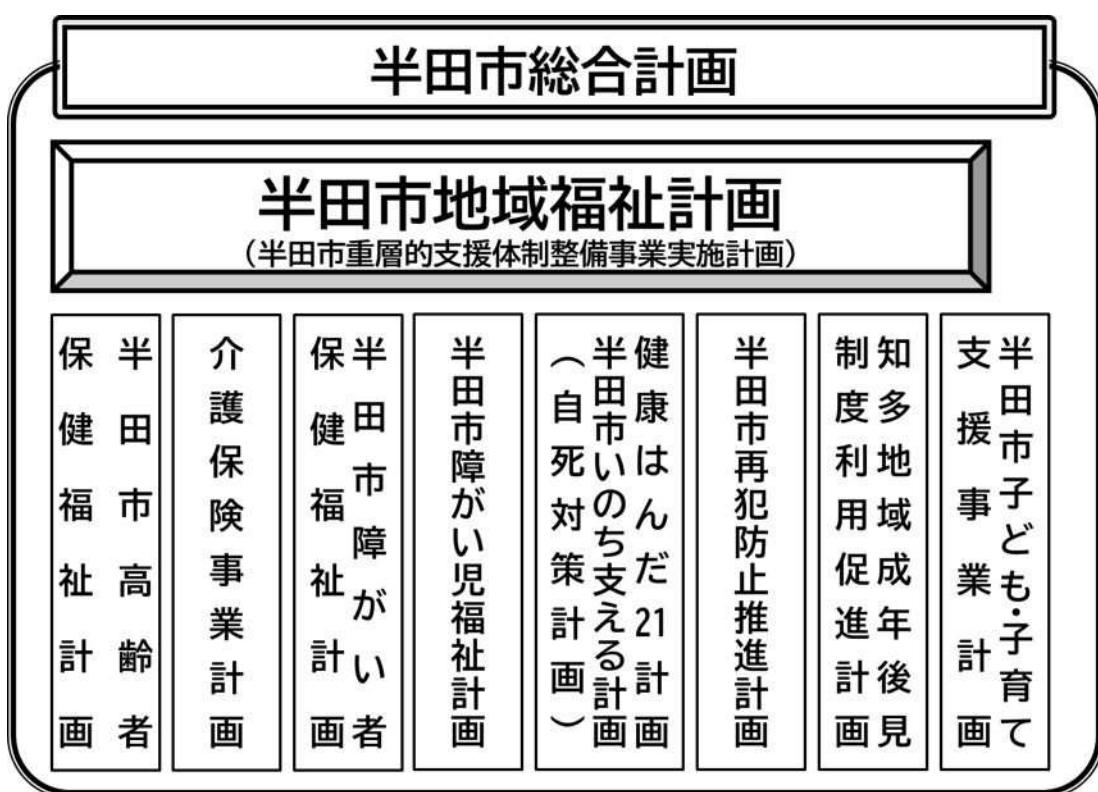
これまでに市民のみなさんや福祉活動団体、福祉事業所などの関係機関と連携して築き上げてきた本市における地域福祉活動の基盤を継続・発展させるとともに、地域活動や社会情勢の変化を捉え、新たな課題にも挑戦していくことを目指します。

第1次半田市地域福祉計画（計画期間：平成22年度～令和2年度）、それに次ぐ第2次半田市地域福祉計画（同：令和3年度～令和7年度）の期間満了に伴い、これを継承するものとして第3次半田市地域福祉計画を策定します。

## 第2節 計画の位置付け

社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）の規定に基づき定めるもので、「半田市総合計画」や関連する「各分野の個別計画（以下、分野別計画といふ。）」と強いつながりを持ちながら、広い視野で地域福祉の実現を目指す計画となります。

また、「重層的支援体制整備事業実施計画」は、高齢、障がい、子ども、生活困窮の4分野を重ね合わせた計画であり、効果的・効率的に実施するために上位計画である地域福祉計画に包含して策定します。



### 第3節 計画期間

計画期間は、令和8年度から令和13年度までの6年間とします。

令和14年度に分野別計画の策定が予定されており、次期地域福祉計画をその前年度（令和13年度）に策定することで、地域福祉計画の中で福祉分野全体の統一的な理念を定め、共通して取り組むべき施策・事業を整理します。今回の計画の中間見直しについても、この考え方に基づき、次回の分野別計画策定年度（令和11年度）の前年度（令和10年度）とします。

なお、今後地域福祉計画の中で、統一的な理念や共通して取り組むべき施策・事業を整理していくことと合わせて、分野別計画は分野に特化したサービス体系や施策・事業の整備を中心に策定していくことを検討します。

計画（年度）	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
半田市総合計画	◎					●						
半田市地域福祉計画 (半田市重層的支援体制 整備事業実施計画)	●			○		●			○			
関連する分野別計画	半田市高齢者保健 福祉計画		●		●		●			●		
	介護保険事業計画		●		●		●			●		
	半田市障がい者 保健福祉計画		●		●		●			●		
	半田市障がい児福祉計画		●		●		●			●		
	健康はんだ 21 計画 半田市いのち支える計画 (自死対策計画)					◎					●	
	半田市再犯防止推進計画					◎					●	
	知多地域成年後見制度 利用促進計画		◎		●			○		●		
	半田市子ども・子育て 支援事業計画				●					●		

◎：現計画の見直し年度

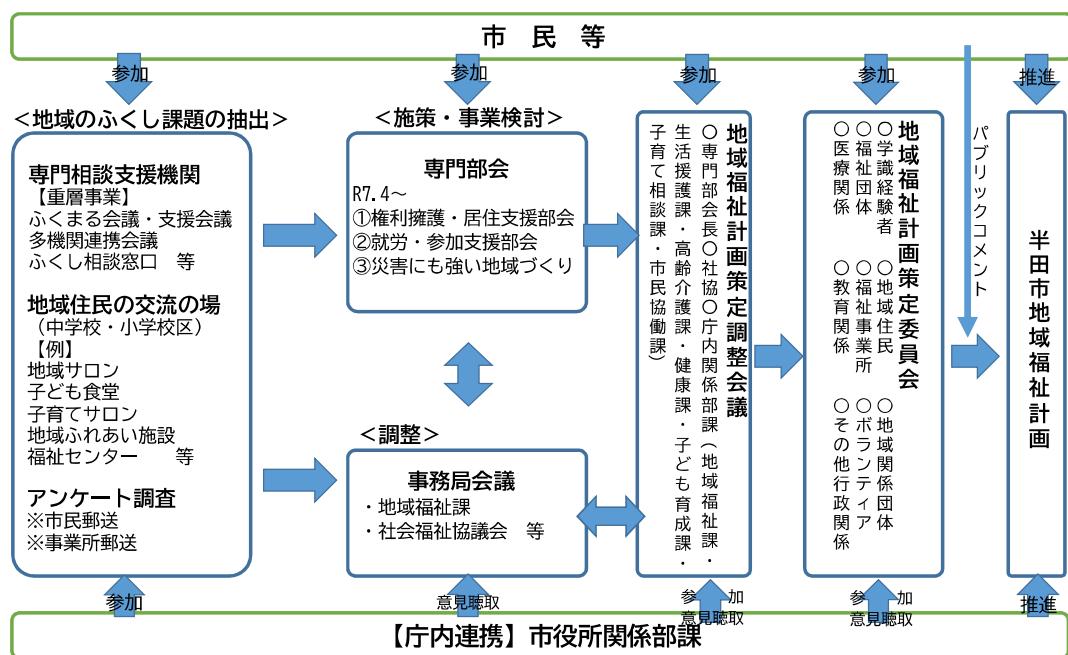
●：次期計画の策定予定年度

○：次期計画の見直し予定年度

## 第4節 策定体制

専門相談支援機関や地域住民の交流の場における聞き取り調査、市民アンケートによる意識調査を通じて、地域のふくし課題の抽出を行い、福祉事業所や福祉団体、地域住民など多様な関係機関・関係者が参画した専門部会による協議・検討を行いました。専門部会で議論することが困難なテーマについては、地域福祉計画策定調整会議で協議・検討を行い、地域福祉計画策定委員会による審議を経て計画を策定しました。

### 第3次地域福祉計画の策定体制



## 第2章 半田市の地域福祉の状況

### 第1節 統計データ等から見た状況

#### (1) 人口の推移

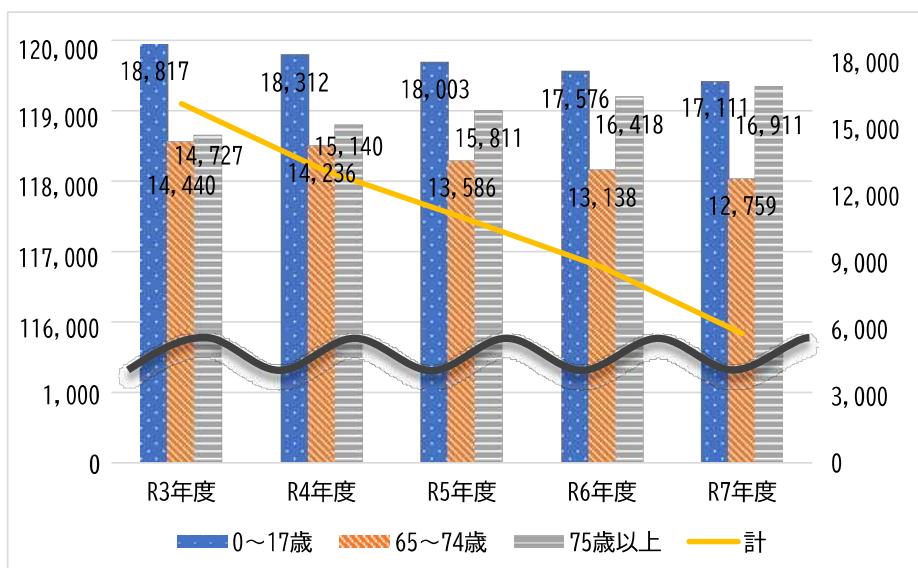
##### ① 年代別の推移

令和7年4月1日現在の総人口は 115,835 人で、過去5年間で 3,267 人 (2.7%) 減少しています。年代別では、0~17 歳が 1,706 人 (9.1%)、18~64 歳が 2,064 人 (2.9%)、65~74 歳が 1,681 人 (11.6%) 減少し、75 歳以上は 2,184 人 (14.8%) 増加しています。

##### [ 年代別の推移 ]

(各年度4月1日現在、単位：人)

年代別人口	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
0~17 歳	18,817	18,312	18,003	17,576	17,111
18~64 歳	71,118	70,478	70,084	69,646	69,054
65~74 歳	14,440	14,236	13,586	13,138	12,759
75 歳以上	14,727	15,140	15,811	16,418	16,911
計	119,102	118,166	117,484	116,778	115,835



※少子高齢化等の状況分析に焦点をあてているため、18 歳~64 歳の世代データについては  
グラフには掲載していません。

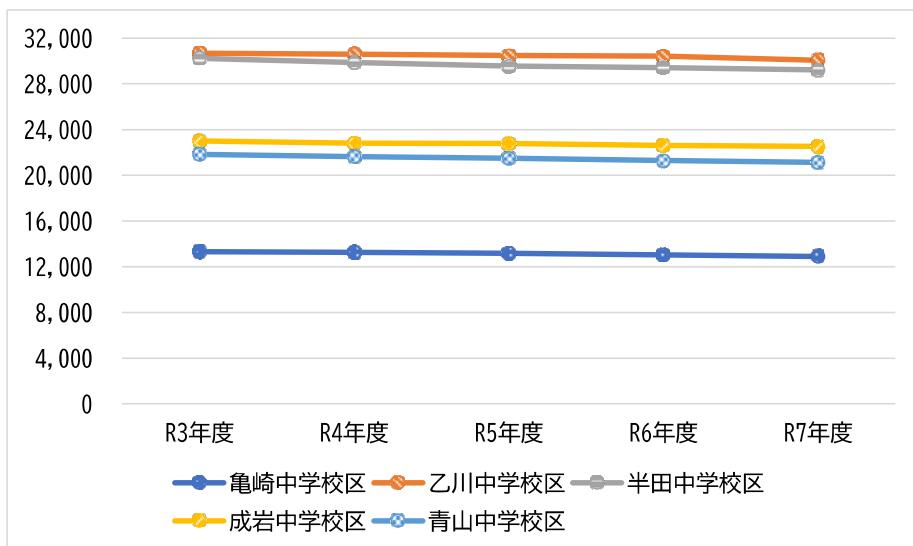
## ② 中学校区別の推移 【新】

過去5年間の人口について、いずれの中学校区においても減少しており、総人口に占める中学校区別の構成比も大きく変動していません。また、人口動態も中学校区ごとの特有の傾向はみられず、市全体の人口動態と相違ないと考えられます。

### [ 中学校区別の推移 ]

(各年度4月1日現在、単位：人)

中学校区別人口	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
亀崎中学校区	13,326	13,264	13,181	13,045	12,899
乙川中学校区	30,688	30,607	30,465	30,411	30,065
半田中学校区	30,244	29,845	29,554	29,418	29,218
成岩中学校区	23,001	22,808	22,780	22,608	22,524
青山中学校区	21,843	21,642	21,504	21,296	21,129
計	119,102	118,166	117,484	116,778	115,835



### ③ 世帯数の推移

令和7年4月1日現在の単身世帯数は21,350世帯で、過去5年間で2,241世帯(11.7%)増加しています。

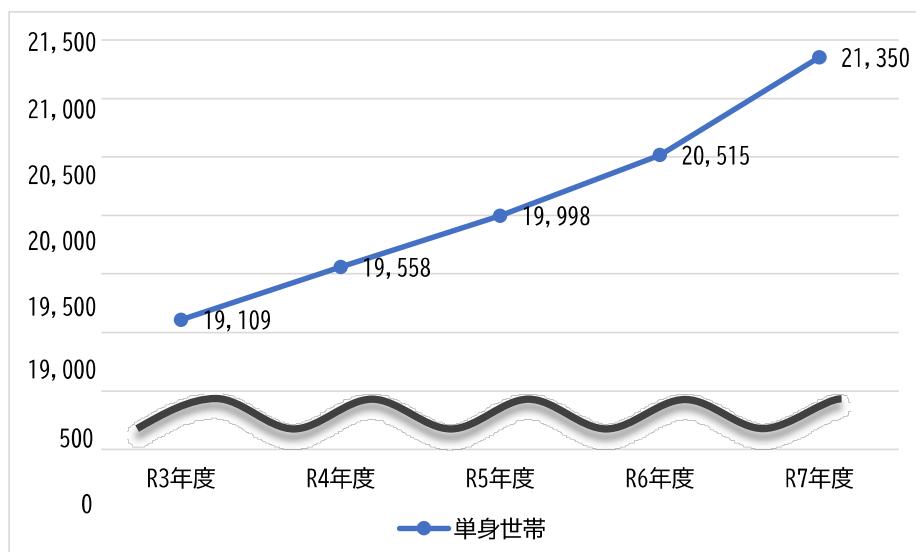
このうち65~74歳の高齢者(前期高齢者)単身世帯数は2,628世帯で、過去5年間で46世帯(1.7%)減少しています。一方、75歳以上の高齢者(後期高齢者)単身世帯数は5,503世帯で、過去5年間で962世帯(21.2%)増加しています。前期高齢者の単身世帯数は概ね横ばいですが、後期高齢者の単身世帯数は増加傾向にあります。

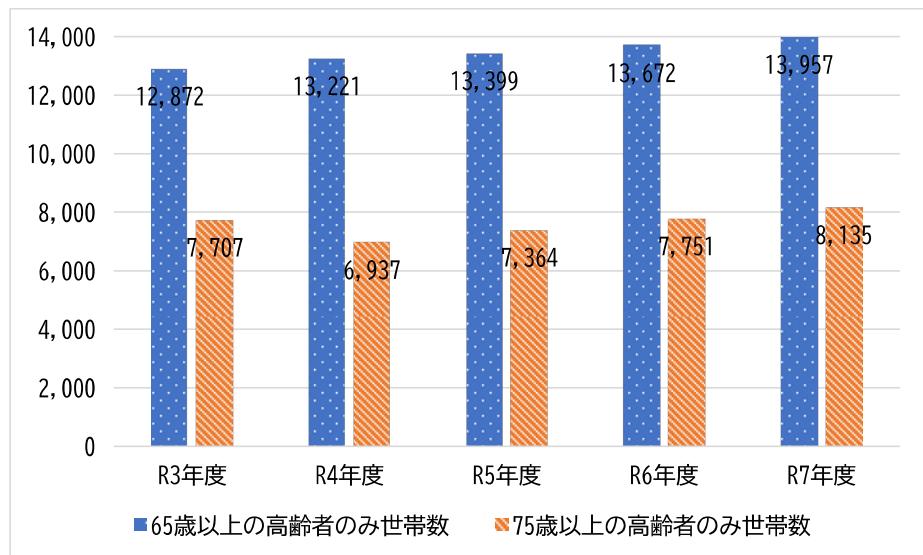
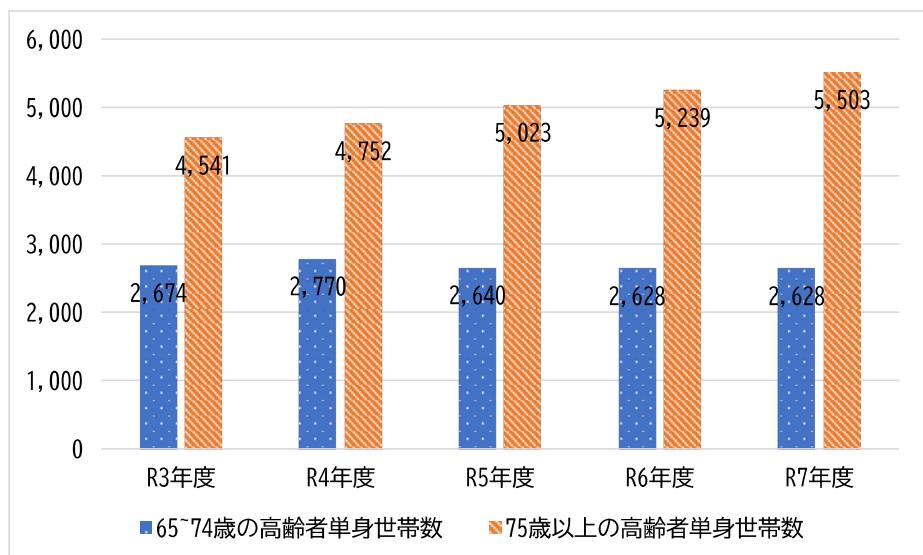
また、65歳以上の高齢者のみ世帯数は、13,957世帯で、過去5年間で1,085世帯(8.4%)増加しています。そのうち、75歳以上の高齢者のみ世帯数は、8,135世帯で428世帯(5.6%)増加しています。

#### [ 世帯数の推移 ]

(各年度4月1日現在、単位：世帯)

世帯数	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
単身世帯	19,109	19,558	19,998	20,515	21,350
65~74歳の高齢者単身世帯	2,674	2,770	2,640	2,628	2,628
75歳以上の高齢者単身世帯	4,541	4,752	5,023	5,239	5,503
65歳以上の高齢者のみ世帯	12,872	13,221	13,399	13,672	13,957
(うち、75歳以上の高齢者のみ世帯)	7,707	6,937	7,364	7,751	8,135





## (2) 高齢者の状況

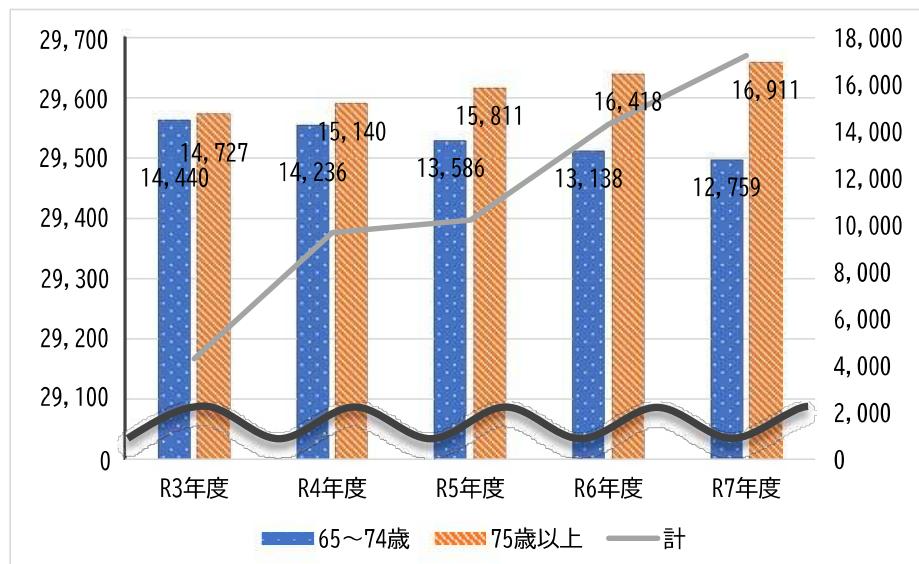
令和7年4月1日現在の65歳以上の人口は29,670人（総人口115,835人に占める割合は25.6%）で、過去5年間で503人（1.7%）増加しています。高齢者の内訳では、65～74歳の前期高齢者が1,681人（13.2%）減少、75歳以上の後期高齢者が2,184人（14.8%）増加しており、後期高齢者の増加率が高い水準となっています。

要介護認定者数については、過去5年間で268人（5.3%）増加しており、今後も高齢化に伴う認定者数の増加が見込まれます。区別では、過去5年間で要介護5の認定者数が74人（23.6%）増加しており、最も増加率が高くなっています。

### [ 高齢者人口の推移 ]

（各年度4月1日現在、単位：人）

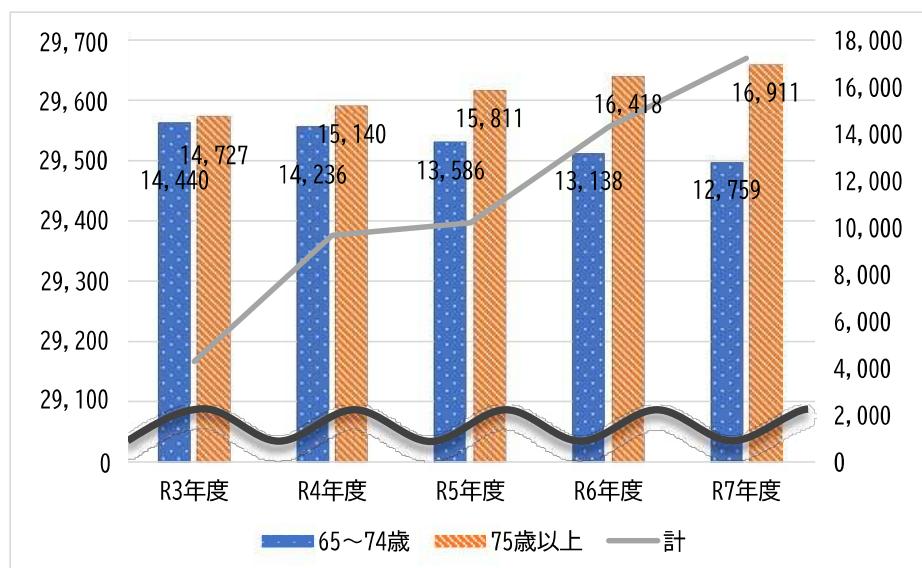
高齢者人口	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
65～74歳	14,440	14,236	13,586	13,138	12,759
75歳以上	14,727	15,140	15,811	16,418	16,911
計	29,167	29,376	29,397	29,556	29,670



## [ 要介護認定者の推移 ]

(各年度4月1日現在、単位：人)

区分	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
要支援1	920	961	983	965	976
要支援2	593	628	598	619	673
要介護1	1,221	1,308	1,275	1,266	1,326
要介護2	735	704	732	744	706
要介護3	666	658	674	641	639
要介護4	612	653	655	623	621
要介護5	314	305	391	403	388
計	5,061	5,217	5,308	5,261	5,329



### (3) 障がい者の状況

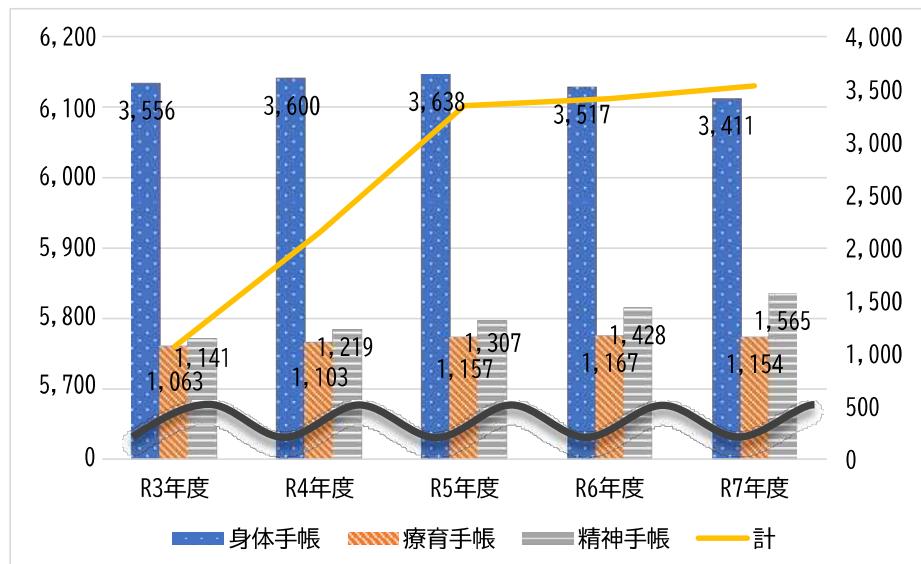
令和7年4月1日現在の障がい者手帳交付者数は6,130人で、障がいの種類別構成比では、身体障がい55.7%（うち肢体不自由47.8%、内部障がい37.5%、その他14.7%）、知的障がい18.8%、精神障がい25.5%となっています。

手帳交付者の総数は年々増加しており、過去5年間で知的障がいが91人(8.6%)、精神障がいが424人(37.2%)増加しています。一方で、身体障がいは令和5年度の3,638人を機に減少に転じています。

#### [ 各種手帳交付者数の推移 ]

(各年度4月1日現在、単位：人)

手帳種別	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
身体手帳	3,556	3,600	3,638	3,517	3,411
療育手帳	1,063	1,103	1,157	1,167	1,154
精神手帳	1,141	1,219	1,307	1,428	1,565
計	5,760	5,922	6,102	6,112	6,130



#### (4) 子どもの状況

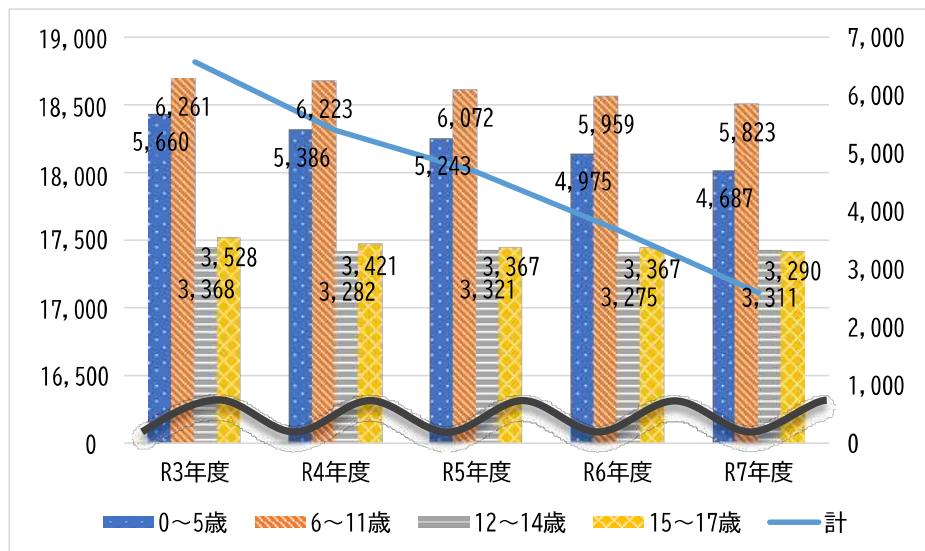
令和7年4月1日現在の18歳未満人口は、17,111人（総人口115,835人に占める割合は14.8%）で、過去5年間で1,706人（9.1%）減少している状況です。少子化傾向は今後も続くとことが見込まれます。

世代別の過去5年間の人口減少率では、最も高い0～5歳（乳幼児期）が973人（17.2%）、次いで、6～11歳（小学生世代）が438人（7.0%）、15～17歳（高校生世代）が238人（6.7%）、12～14歳（中学生世代）が57人（1.7%）となっています。

#### [ 子ども人口の推移 ]

（各年度4月1日現在、単位：人）

子ども人口	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
0～5歳	5,660	5,386	5,243	4,975	4,687
6～11歳	6,261	6,223	6,072	5,959	5,823
12～14歳	3,368	3,282	3,321	3,275	3,311
15～17歳	3,528	3,421	3,367	3,367	3,290
計	18,817	18,312	18,003	17,576	17,111



## (5) その他の状況

### ① 外国籍市民

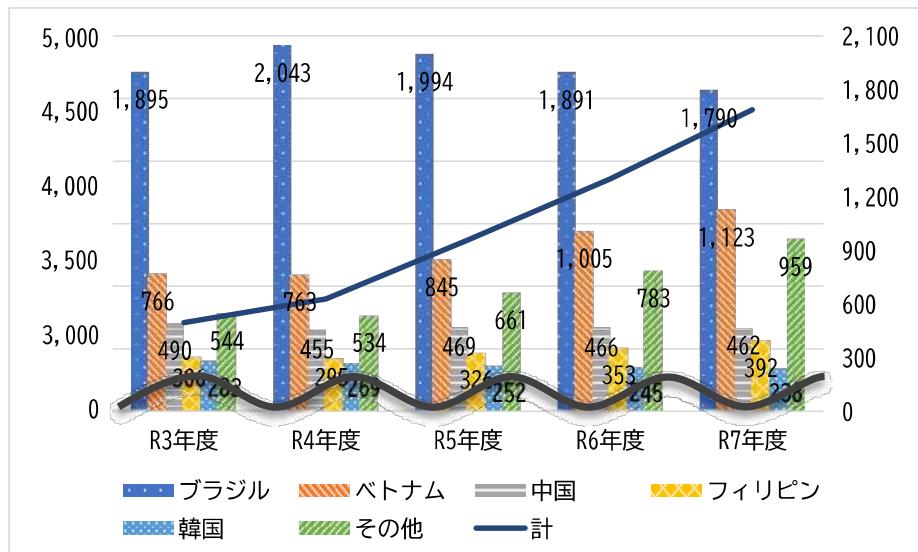
令和7年4月1日現在の外国籍市民人口は4,964人（総人口115,835人に占める割合は4.3%）で、過去5年間で680人（15.9%）増加しています。内訳は、ベトナム籍が過去5年間で357人（46.6%）、フィリピン籍が86人（28.1%）増加しています。一方で、ブラジル籍が令和4年度の2,043人をピークに減少傾向に転じており、過去5年間で105人（5.5%）減少しています。また、中国籍が26人（5.7%）、韓国籍が45人（15.9%）減少しています。

年代別の割合では、20代が1,233人（24.8%）で最も多く、次いで、30代が1,184人（23.9%）、40代が831人（16.7%）となっています。国籍別では、ベトナム籍では20代、ブラジル、中国、フィリピン籍では40代、韓国籍では70代が最も高い割合となっています。

### [ 外国籍市民人口の推移 ]

（各年度4月1日現在、単位：人）

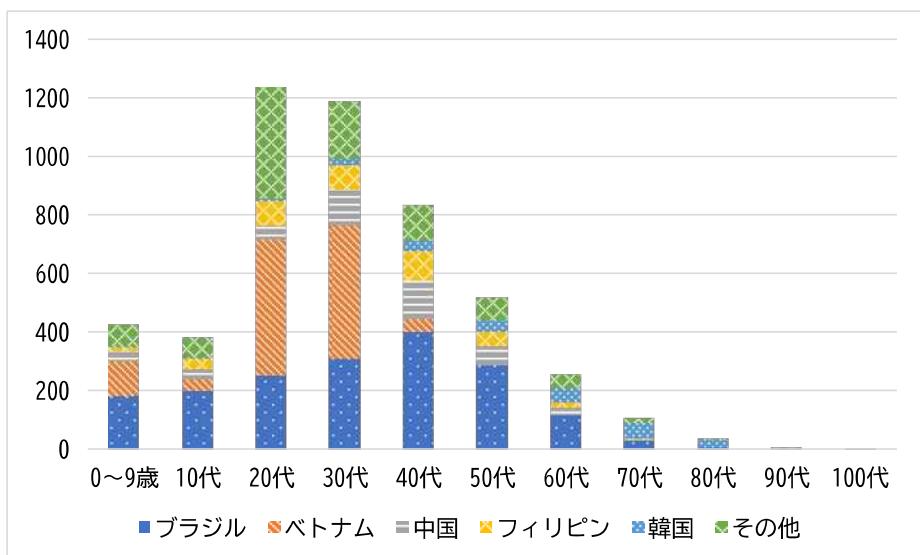
国籍	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
ブラジル	1,895	2,043	1,994	1,891	1,790
ベトナム	766	763	845	1,005	1,123
中国	490	455	469	466	462
フィリピン	306	295	326	353	392
韓国	283	269	252	245	238
その他	544	534	661	783	959
計	4,284	4,359	4,547	4,743	4,964



[ 年代別外国籍市民の人口構成 ]

(令和7年4月1日現在、単位：人)

国籍	0～9歳	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	100代
ブラジル	185	199	254	308	404	287	118	29	6	0	0
ベトナム	116	42	462	457	43	2	1	0	0	0	0
中国	34	34	50	124	128	64	24	4	0	0	0
フィリピン	16	33	82	82	104	50	19	6	0	0	0
韓国	2	5	7	20	34	39	49	53	26	2	1
その他	72	69	378	193	118	73	40	13	2	1	0
計	425	382	1,233	1,184	831	515	251	105	34	3	1



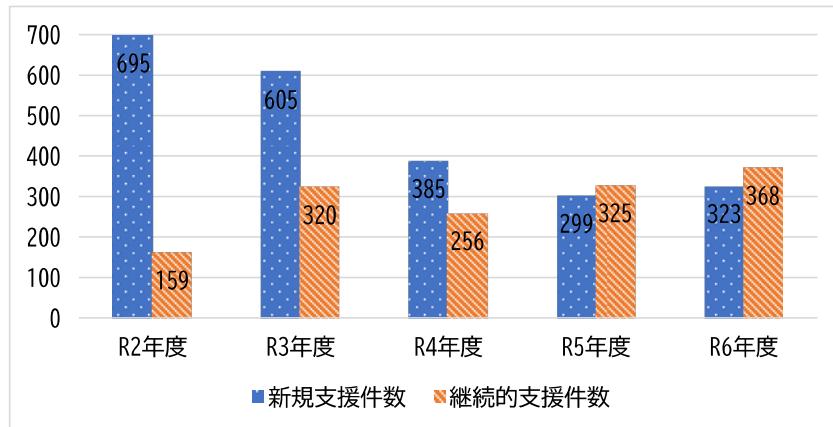
## ② 生活困窮等

令和6年度の生活困窮者自立相談新規支援件数は323件で、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた令和2年度と比較すると、372件(53.5%)減少しました。また、生活保護世帯数は過去5年間で62世帯(10.0%)、人員数は91人(11.8%)減少しています。

### 〔 生活困窮関係の推移 〕

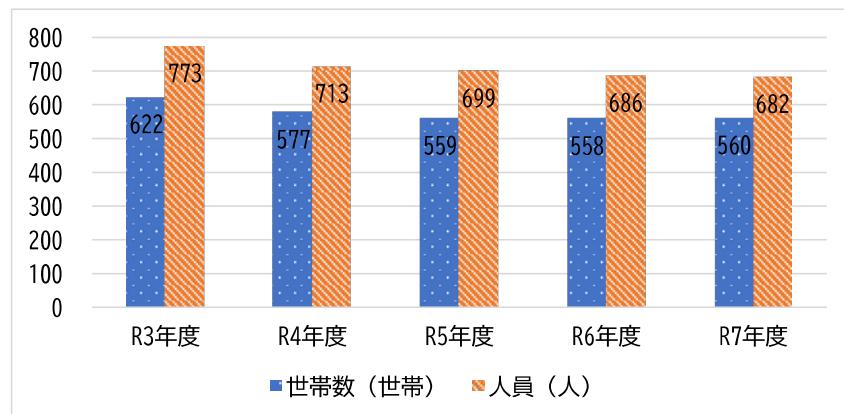
(各年度実績、単位：件)

生活困窮者自立相談支援関係	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
新規支援件数	695	605	385	299	323
継続的支援件数	159	320	256	325	368



(各年度4月1日現在)

生活保護関係	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
世帯数(世帯)	622	577	559	558	560
人員(人)	773	713	699	686	682
保護率(%)	6.5	6.0	5.9	5.9	5.9



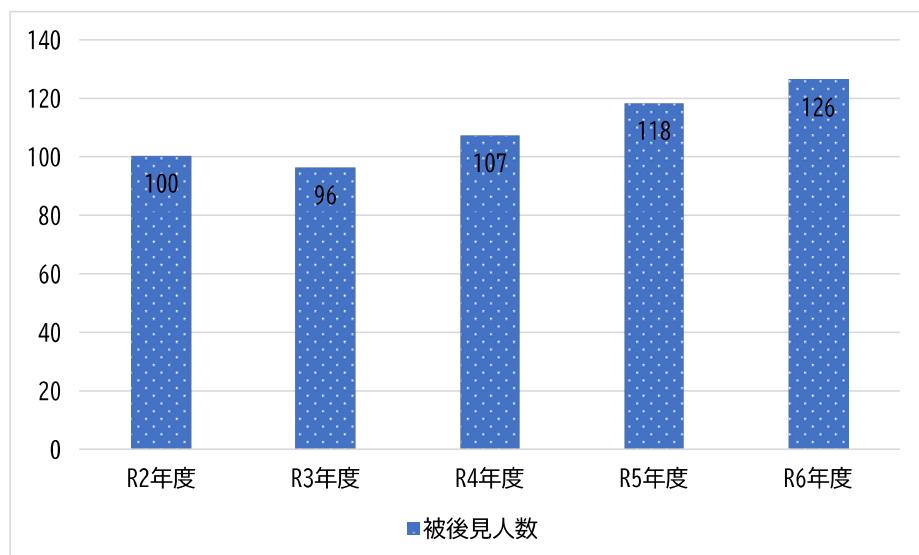
### ③ 成年後見

令和6年度の成年後見制度・被後見人等（NPO法人知多地域権利擁護支援センター、半田市社会福祉協議会が後見人等であるもの）は126人で、令和2年度から26人（26.0%）増加しています。一人暮らし高齢者や身寄りのない人の増加により、今後も増加していくことが見込まれます。

#### 〔 成年後見関係の推移 〕

（各年度実績）

成年後見関係		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
市長申立て（件）		13	5	12	13	12
被後見人等（人）	NPO知多地域権利擁護支援センター	100	81	95	106	116
	半田市社会福祉協議会		15	12	12	10
	計	100	96	107	118	126
相談・支援件数（件）	NPO知多地域権利擁護支援センター	411	391	732	720	838



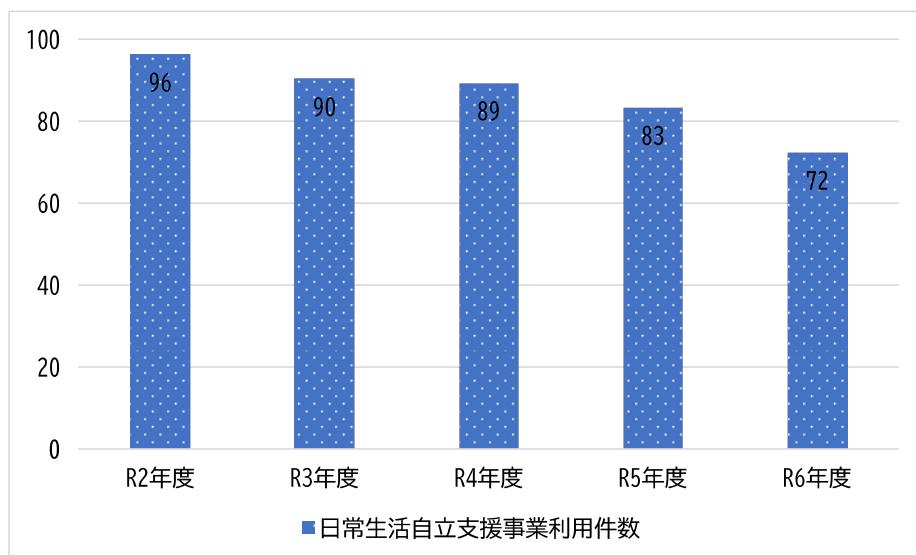
#### ④ 日常生活自立支援事業等 【新】

半田市社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業の令和6年度利用件数は72件で、過去5年間で24件(25.0%)減少しています。また、貴重品の管理が困難な方に対する貴重品預かり事業の令和6年度の利用件数は27件で、過去5年間で12件(80.0%)増加しています。今後、③成年後見と合わせて、権利擁護に関する支援の必要性が増えていくことが見込まれます。

#### [ 日常生活自立支援事業等関係の推移 ]

(各年度実績、単位：件)

日常生活自立支援事業等関係	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
日常生活自立支援事業利用件数	96	90	89	83	72
金銭管理等事業利用件数		1	0	3	1
貴重品預かり事業利用件数	15	18	20	28	27



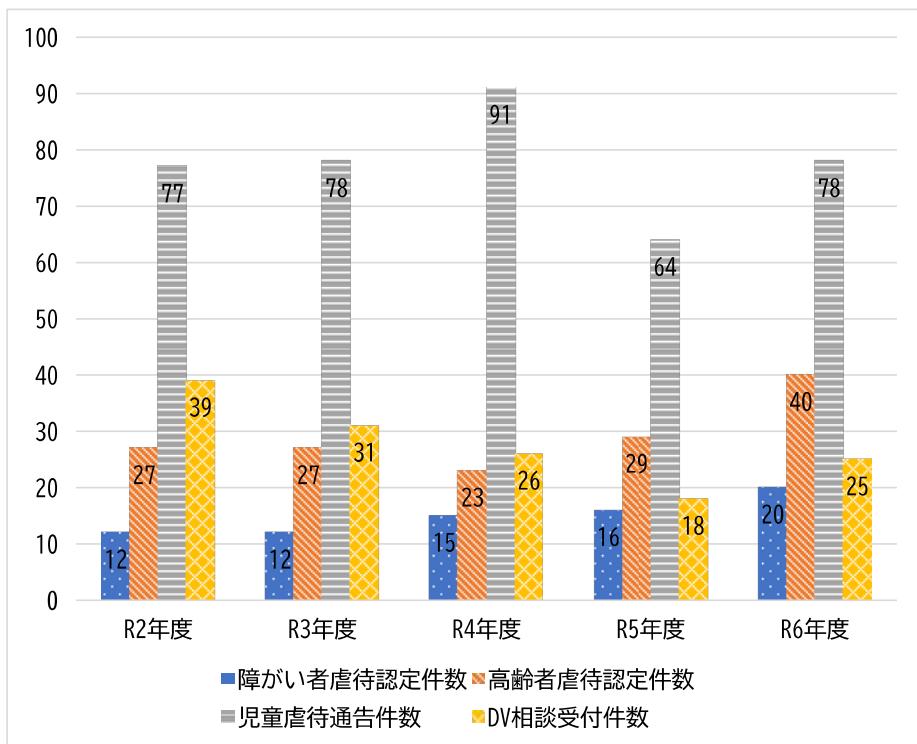
## ⑤ 虐待等

障がい者虐待認定件数は、過去5年間で8件（66.7%）、高齢者虐待認定件数は、13件（48.1%）増加しています。児童虐待通告件数は、過去5年間の中で令和4年度が最も多い91件で、DV相談受付件数は令和2年度が最も多い39件となっています。

### [ 虐待等の推移 ]

（各年度実績、単位：件）

虐待等関係	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
障がい者虐待認定件数	12	12	15	16	20
高齢者虐待認定件数	27	27	23	29	40
児童虐待通告件数	77	78	91	64	78
DV相談受付件数	39	31	26	18	25



## ⑥ 重層的支援体制整備事業等 【新】

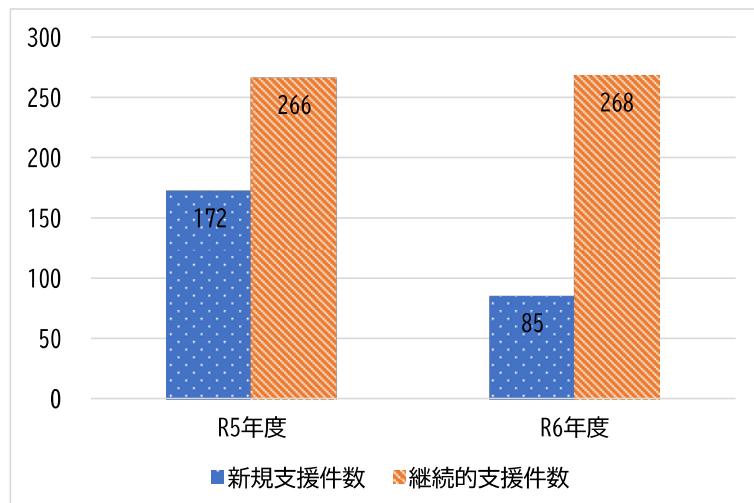
令和3年度、令和4年度の重層的支援体制整備移行準備事業を経て、令和5年度から重層的支援体制整備事業を本格実施しています。その中で、新たに取り組みを始めた「多機関事業等（アウトリーチ等継続的支援事業、多機関協働事業、参加支援事業）」の実績は以下のとおりです。新規支援件数は、年度による変動がありますが、継続的支援件数は概ね横ばいとなっており、「制度の狭間」にある対象者に対して、引き続き伴走支援が求められています。

### [ 重層的支援体制整備事業関係の推移 ]

(各年度実績、単位：件)

多機関協働事業等	R5 年度	R6 年度
新規支援件数	172	85
継続的支援件数	266	268

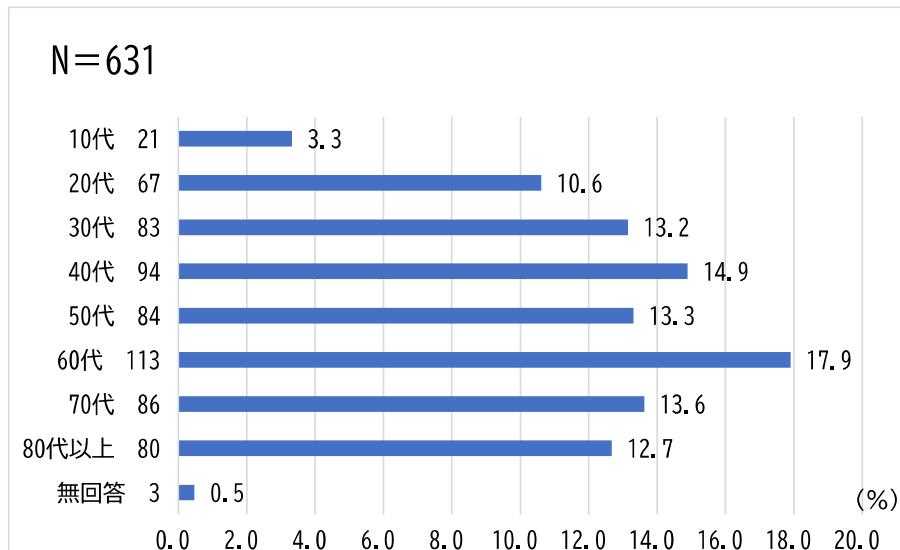
※多機関協働事業等・・・「アウトリーチ等継続的支援事業」、「多機関協働事業」、「参加支援事業」



## 第2節 市民意識調査等から見た課題

市民アンケートによる意識調査や、地域の居場所における地域課題抽出のための聞き取り調査等の結果は、以下のとおりです。

【年齢別アンケート集計結果（令和7年1月1日現在の満年齢）】



### (1) 地域のつながり等について

近隣の人との付き合いに関する問い合わせ（市民アンケート（以下同じ）問8）は、「日頃から助け合っている（6.3%）」と回答した人が、平成25年度調査時から徐々に減少している一方、「ほとんど付き合いがない（24.4%）」と回答した人が令和元年調査時から2倍に増加しています。また、今後の地域貢献できることへの問い合わせ（問13）では、「特になし（41.3%）」が最も多く、地域に対する思いやつながりは希薄化の傾向にあります。

また、孤独感に関する問い合わせ（問11）に対する回答は、「時々ある（30.0%）」、「常にあります（6.7%）」となっています。「時々ある」と回答した年代は40代（43.6%）が最も高く、次いで50代（34.5%）、30代（30.1%）であり、就労する若者世代においても、孤独感を感じている結果となっています。なお、「常にあります」と回答した年代は80代以上（11.3%）が最も高く、次いで70代（9.3%）であり、高齢世代で高い水準となっています。これらの世代に対して、それぞれ地域の居場所やつながりを感じられる機会を広く周知することが必要です。

## （2） 困りごとの相談等について

困りごとの相談先に関する問い合わせ（問10）の回答は、「家族・親族（79.9%）」が最も多く、次いで、「友人・知人（45.5%）」となっています。また、「相談していない（10.8%）」が、過去の調査の中で最も高い割合となっています。その理由（問10-1）は、「信頼できる人・相談できる人がいない（34.5%）」が最も多くなっています。そのほか、「顔見知りの人に相談するのは気まずい（8.9%）」や「なんとなく相談しづらい（14.6%）」が、令和元年調査時からそれぞれ6.4倍、2.1倍に増えており、距離が近すぎない相談者の必要性が増えていると考えられます。

## （3） 地域活動の担い手について

自治区やコミュニティなどの地域活動に関する問い合わせ（問15）では、「活動したことではなく、今後も活動しないと思う（54.1%）」が最も多い回答でした。今後も活動しないと思う理由（問15-5）では、「仕事が忙しい（34.8%）」が最も多く、年代別でみると10～50代では半数程度が該当しており、60代においても26.7%と高水準となっています。定年延長等により、もともと地域の担い手であった世代も、就労している状況があると考えられます。また、ボランティア活動に関する問い合わせ（問16）においても、同様の傾向が見られます。

他方で、ボランティア活動を始めたきっかけに関する問い合わせ（問16-2）では、「本、マスコミ、インターネットから興味を持った（3.6%）」、「生きがいを求めて（5.8%）」、「活動している人たちを見たり、話を聞いて（7.3%）」、「地域や人とのつながりを求めて（5.8%）」などの回答が過去のアンケート調査の中で最も高い水準となっています。自身の興味や関心のある活動をきっかけに、活動を始める方が多い状況となっています。

地域の居場所での聞き取り調査でも、担い手不足や世代交代を懸念する声が相次いでおり、早急に担い手の確保や育成の対応が必要だと考えられます。

## （4） その他

福祉に関して得たい情報に関する問い合わせ（問14）では、「健康に関する情報（38.4%）」、「介護や障がい福祉サービス等に関する情報（34.0%）」の回答が多くなっています。また、「就労に関する情報（13.2%）」が令和元年調査時より1.7倍に増加しており、就労を通じた社会参加の機会が求められていると考えられます。

市民アンケート調査結果の詳細は、参考資料（61ページ～）をご覧ください。



## 第3章 基本理念等

### 第1節 基本理念

#### ■第1次・第2次半田市地域福祉計画の基本理念の継承

平成22年4月策定の第1次半田市地域福祉計画から第2次半田市地域福祉計画にかけて、赤ちゃんから高齢者まで、本市に住むすべての方の「ふだんのくらしのしあわせ」の実現を目指して、次の理念を掲げてきました。

#### 〔 第1次・第2次半田市地域福祉計画の基本理念 〕

誰もが自分らしく生きられるまち・はんだ

わたしには何でも相談できる人がいます。  
わたしには身近に集える場所があります。  
はんだには気軽に参加できる機会があります。  
はんだには困ったときに支え合うしくみがあります。

わたしには地域での役割があり、  
そこで安心して暮らすことができます。

近年の福祉施策では自死対策などの予防的事業や重層的支援体制整備事業の実施に伴い、本人が困っていないが周囲の支援者が心配に思っているケース（セルフネグレクト等）が福祉の対象者として焦点化されてきました。これらの状況を踏まえると、これまでの本市の基本理念にある「はんだには困ったときに支え合うしくみがあります。」について、支え合うしくみが「困ったとき」に限定されるものではなくなっていると捉えることができます。

以上のことから、第3次半田市地域福祉計画では、これまでの基本理念を継承しつつ、次のとおり一部を変更したうえで、基本理念を定めます。

〔 第1次・第2次半田市地域計画からの基本理念の変更点 〕

旧【第1次・第2次半田市地域福祉計画】

はんだには困ったときに支え合うしくみがあります。

新【第3次半田市地域福祉計画】

はんだには多くの人たちで支え合うしくみがあります。

〔 第3次半田市地域福祉計画の基本理念 〕



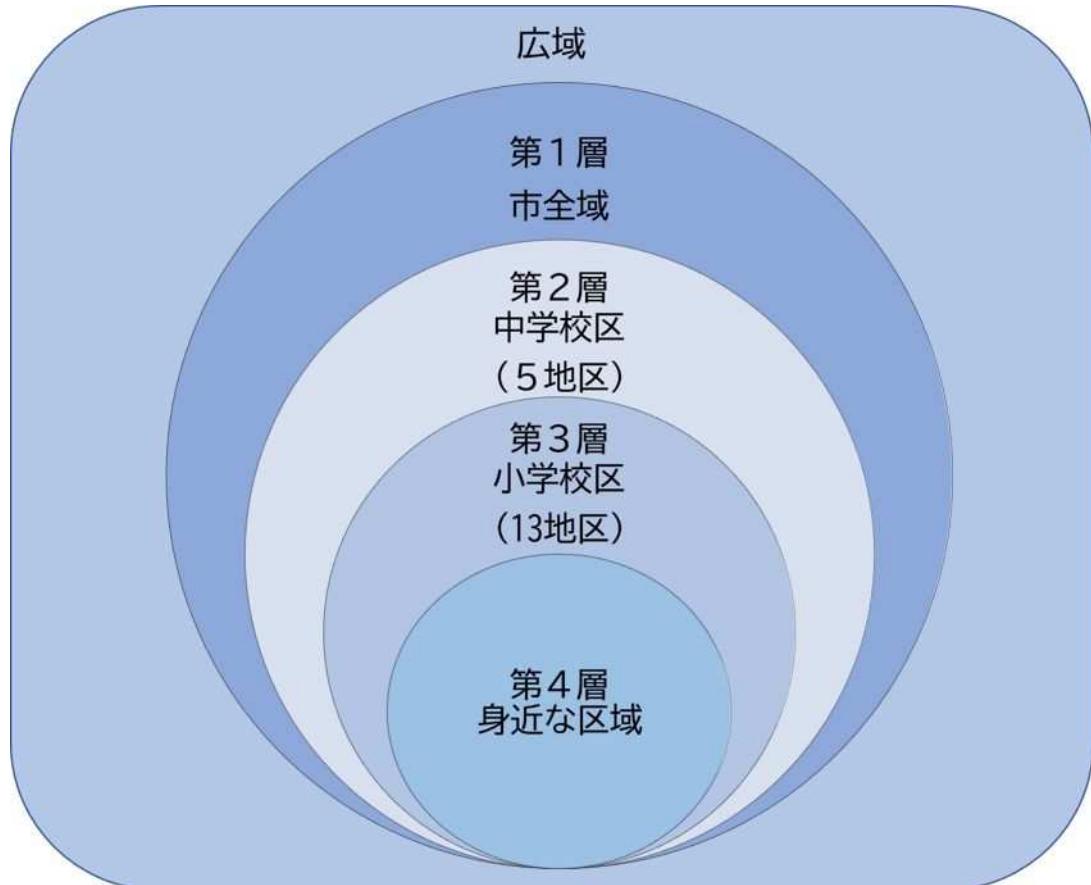
## 第2節 地域福祉活動の階層

第1節の基本理念に基づいた地域福祉活動は、「市全域で進める」視点ばかりではなく、「住民に身近な地域で進める」視点も必要です。双方の視点から地域福祉活動をより効果的に推し進めていくために、階層を設けています。

第1次半田市地域福祉計画では、第2層（中学校区）を中心に地域福祉活動を展開し、第2次半田市地域福祉計画では、第2層から第3層へ地域福祉活動の中心を移行するように試みました。第3次半田市地域福祉計画では、改めてこれまでの地域福祉活動の基盤を最大限に生かすために、第2層を中心として活動を推進する体制を築いていきます。

また、これまで第1層（市全域）から、第4層（身近な区域）の4階層を設けてきましたが、人口減少社会における近隣市町との連携・協働などを念頭に「広域」を新たに加えました。これにより、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した相談や居場所など若い世代の関わりが深く、進化し続ける全国的・全世界的な取組なども取り入れながら、「広域的な活動」を推進できる体制を築いていきます。

〔階層イメージ図〕



[ 階層の定義 ]

広域	県や知多圏域で広域的なサービス・制度を運用
第1層	市全域で制度的福祉サービスを展開
第2層	地域特性に応じた地域福祉活動や、住民に身近な地域での専門的相談支援等を展開
第3層	より地域特性に応じた地域福祉活動等を展開
第4層	自治区、町内会、隣組等の区域で、ご近所同士のささえあいの基盤となる階層

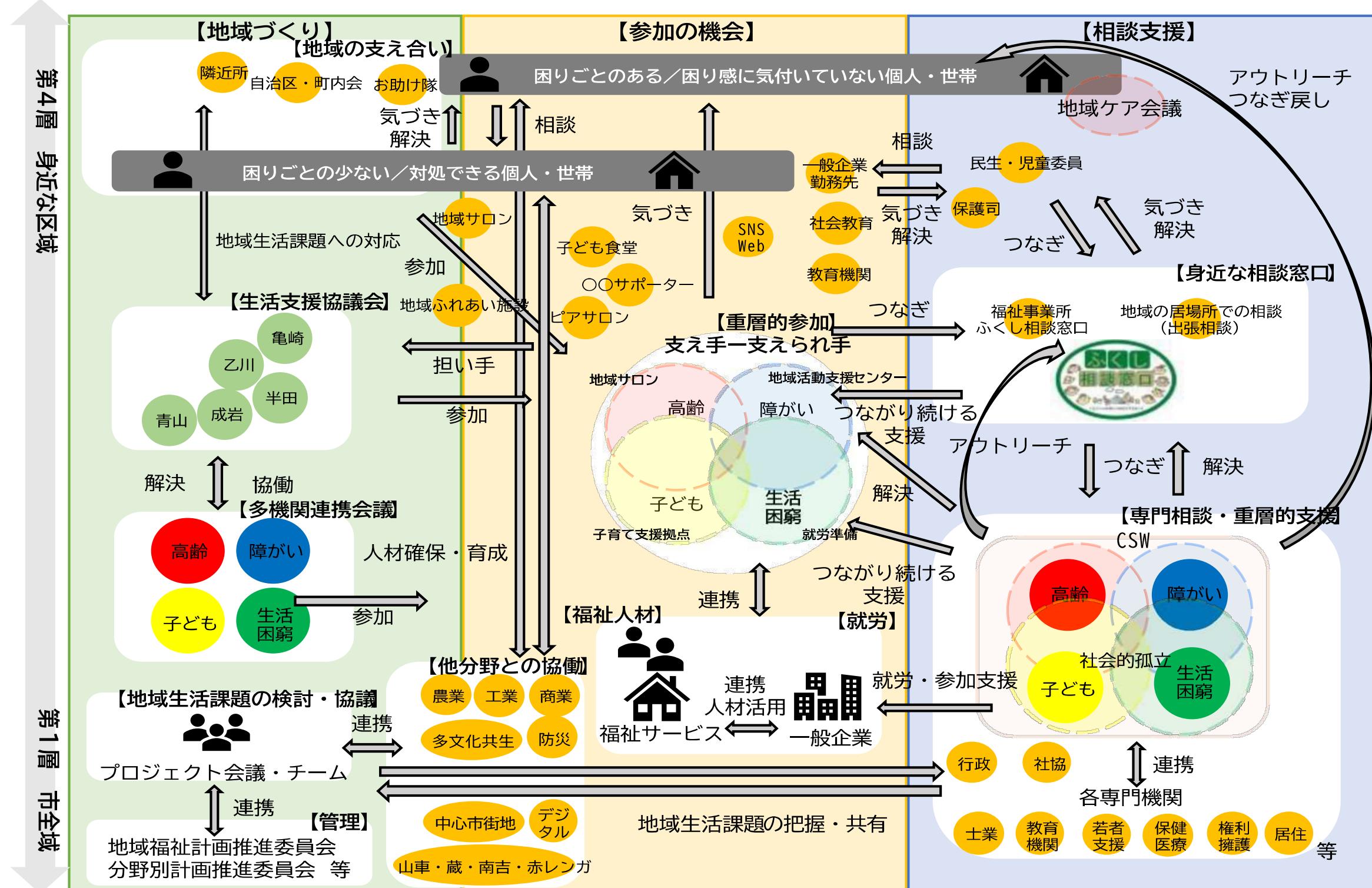
[ 各階層で展開する福祉サービスや地域福祉活動等の例 ]

広域	災害時連携、人材バンク、若者サポートステーション など
第1層	介護保険給付、国民健康保険給付、福祉医療費助成、生活保護、生活困窮者自立支援、居住支援、成年後見等権利擁護、障がい者自立支援、児童手当その他の手当支給、健康診査、半田市ふくしまるごと会議の開催、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン（DE&I）就労推進プラットフォーム など
第2層	地域子育て支援拠点の整備、住民に身近な地域での専門的相談支援、各地区ささえあい活動計画の策定・推進、多機関連携会議、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置、共助の地域づくり事業
第3層	ふくし相談窓口、住民による助け合い組織（お助け隊）の活動、ふくし共育の実践、地域ふれあい施設の運営 など
第4層	民生委員・児童委員活動、〇〇サポーター活動、地域サロンの運営、災害避難時の声掛け、日頃のささえあい など

※地域特性によって、階層をまたぐことや、別の階層で検討された取組をより住民に身近な地域で実践することもあり、連携して実施していきます。

### 第3節 半田市の目指す包括的支援体制

第3次半田市地域福祉計画では、従来の分野ごとの福祉制度だけでは対応が難しい「制度の狭間」の問題や複雑化・複合化した生活課題などに対応するため、「はんだ版」の包括的支援体制の構築を進めていきます。





# 第4章 基本目標と推進施策

## 第1節 基本目標

第1次～第2次半田市地域福祉計画での活動や市民アンケートによる調査結果を通して、「地域のつながりの希薄化」や「人材不足」、「相談できる人がいない」など、様々な地域生活課題が浮かび上がってきました。本市では、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するため、次のとおり目標を定め、施策を推進していくこととします。なお、目標に向け、施策展開は行政が中心となって進めていきますが、地域福祉推進の主体である市民及び支援関係機関との連携・協力が不可欠です。

### 大目標：はんだ版包括的支援体制の確立

#### 基本目標1. 地域づくりの推進

- 推進施策A. 地域活動への参加のしくみ
- 推進施策B. 災害時、緊急時にささえあうしくみ
- 推進施策C. 地域づくりの基盤強化・連携
- 推進施策D. 他分野との協働

#### 基本目標2. 参加の機会の創出

- 推進施策E. 住民に身近なところの参加支援
- 推進施策F. 福祉人材の獲得・育成
- 推進施策G. 就労につながる人材の育成

#### 基本目標3. 相談支援の充実

- 推進施策H. 地域住民の気づきの目と支援機関につなげる行動の醸成
- 推進施策I. ふくし相談窓口
- 推進施策J. 複合的な課題を抱える市民を支援する体制の拡充
- 推進施策K. 多死社会における身元保証、住まい、死後の支援
- 推進施策L. 意思決定を重視した第3の権利擁護のしくみ

## 第2節 推進施策

### (1) 基本目標1. 地域づくりの推進

#### ① 推進施策A. 地域活動への参加のしくみ

#### 現状と課題

- 地域住民の地域活動への参加が、減少傾向にあります。定年延長など雇用形態の変化で地域活動参加開始年齢が遅くなっている、または減っていることや地域活動を支えてきた世代の高齢化が原因として考えられます。
- 半田市における中学校の部活動改革により、中学生の土日祝日を中心とした余暇時間の過ごし方が変わり、地域への活動参加のきっかけや機会の拡大が見込まれます。
- 若い世代には、特技や参加意欲があっても、時間や年齢などの関係で地域活動の参加に踏み出せない人もいます。また、活動への踏み出しがわからない人もいます。
- 多世代が地域活動に関わることで、暮らしやすい地域づくりが進みます。

#### PLAN 施策

施策	主な取組例	関連機関
地域活動に多くの組織等が関わるきっかけづくりを行います	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校（小学校～高等学校）・大学や地域団体との連携</li><li>・多世代が関わる機会の創出</li><li>・地域住民と企業や福祉事業所との協働</li></ul>	地域住民 地域団体 企業 福祉事業所 学校・大学 社協
若い世代が地域活動に参加する機会をつくります	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校（小学校～高等学校）・大学との連携</li><li>・多世代が参加できるイベント等の開催</li><li>・広報媒体の工夫</li></ul>	地域住民 福祉事業所 学校・大学 社協

コラム  
①

さまざまな世代が「一緒に」地域で活動！



亀崎小学校区では、13年前から「亀崎思いやり応援隊 K00（以下、K00）」が、「地域のちょっとした困りごとは地域で解決しよう」と、地域でお助け隊活動を行っています。令和元年度には、亀崎中学校の生徒が K00 とともに活動する「K00 ジュニア」が発足し、毎年全校生徒の1割程度が入隊しています。

公園や依頼者宅（個人宅）に伺い、K00 のメンバーから工具の使い方やコツを教わりながら、草取りや網戸張り等の作業（活動）を安全に行います。依頼者からの「ありがとう」の声掛けや依頼者との交流が、中学生隊員にとってのご褒美となっています。発足して6年、K00 ジュニアとして活動していた中学生は、卒業後も K00 として、引き続き地域で活躍しています。

コラム  
②

こかげ～だれでも「居る」ができる場所～



成岩第三区コミュニティ推進協議会子育て支援部会所属団体「おしゃべりテーブル」は、元青山中学校の保護者を中心に、青中生や保護者の交流の場づくりや情報発信などの活動を行っています。

それに加えて令和7年度、地域の大人の目が届く安全な場所のひとつとして老若男女だれでも利用できる場所『こかげ』をスタートさせました。第1・3火曜の午後、神戸公民館2階の和室で、一息つくも良し、読書するも良し、スタッフとおしゃべりするも良し、話さなくても良し。自分らしく過ごせるやさしい場所です。『ここにいる。それだけでいいんです。』

コラム  
③

日ごろからのつながりが減災になる！



半田小学校区では、6つの自治区が合同で防災訓練を実施しています。避難所へ向かう前に、各地域で家の前にタオルをかけたり「無事です」カードを掲げたりして、住民同士で安否確認を行っています。

各地域では多くの方が「自宅避難」を想定しており、訓練は自宅避難に対する備えについて学ぶ機会になっています。年に一度の訓練を通して顔を合わせることで、いざという時に「助けて」といえる関係づくりにもつながっています。どの家にタオルがかかっているかを確認することは、今日の地域の現状を知る大切な機会となっており、明日起きるかもしれない災害への備えにつながっています。

## ② 推進施策B. 災害時、緊急時にささえあうしくみ

### 現状と課題

- 自治区加入率の減少に伴い、地域住民の自治区（自主防災会）の防災訓練への参加率が低くなっています。地域を中心に、自分事として捉えられる防災意識の醸成・向上を図る必要があります。また、地域によって異なる自主防災会の取組を地域間で共有することも必要です。
- 避難行動要支援者名簿に基づいて、対象者による自記式等で個別避難計画を作成していますが、計画の具体性に欠ける部分があり、また地域においても上手く活用出来ていない現状があります。
- 被災後の生活再建に向けた支援体制の構築や、福祉避難所の体制整備について、関係機関と協議を進める必要があります。

### PLAN 施策

施策	主な取組例	関連機関
防災意識向上のための機会をつくります	<ul style="list-style-type: none"><li>・多世代が楽しみながら学べる訓練やイベント等の実施</li><li>・防災アンケートや自分マニュアル等の制作の機会の提供</li><li>・要配慮者等が参加しやすい防災訓練の実施</li><li>・避難行動要支援者名簿や個別計画を活用した避難訓練の実施</li></ul>	地域住民 避難所運営 委員会 自主防災会 社協
福祉的な支援を必要とする被災者の支援体制を構築します	<ul style="list-style-type: none"><li>・福祉事業所が作成した個別 BCP の事業所間共有</li><li>・BCM の機能化に向けた事業所間の情報共有、交換の場の創出</li><li>・福祉避難所の体制構築</li></ul>	福祉事業所 社協

※BCP（事業継続計画）、BCM（事業継続マネジメント）・・・

BCPは企業が自然災害など緊急事態に遭遇した際に、事業資産の損害を最小限に抑え、中核となる事業の継続または早期復旧を可能にするための計画。BCMはその包括的なマネジメント手法で、その導入、運用、見直しといった継続的な改善活動全体を指します。

### ③ 推進施策C. 地域づくりの基盤強化・連携

#### 現状と課題

- 第2層の5つの中学校区ごとに、「ささえあい活動計画」（介護予防・生活支援協議会にて策定）に基づく地域活動が行われています。また、「多機関連携会議（地区によっては「ふくし事業所連絡会」という）」を実施し、福祉事業所による地域貢献活動について協議しています。こうした地域住民と福祉事業所の両輪での地域づくりの実践は、半田市の大きな強みといえます。
- 第2層を中心に令和5年度から共助の地域づくり事業を展開しており、地域住民と福祉事業所との連携をより深める取組を進めています。
- 地域住民、福祉事業所、企業等、多様な属性が協働して地域づくりを推進するためのしくみづくりを継続していく必要があります。

#### PLAN 施策

施策	主な取組例	関連機関
地域住民や福祉事業所等が地域活動に参加する機会をつくります	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護予防・生活支援協議会の実施</li><li>・多機関連携会議の実施</li><li>・共助の地域づくり事業の展開</li><li>・各会議を合わせた一体的な事業の実施</li><li>・社会福祉法人による公益事業の展開</li></ul>	地域住民 福祉事業所 社協

#### コラム

④

#### みんなが主役『ぶらりまちあるき』



半田中学校区では、各小学校区で地域の観光・歴史スポットを巡る「まちあるき」を、地域の方（子どもから高齢者）や障がい当事者、地域の企業や福祉事業所など、さまざまな立場の人がそれぞれ役割を持ち、実施しました。

各スポットでは地域住民からの地域に関する説明を受け、クイズに挑戦し、自分が住む地域を知ることで、魅力を再確認できました。

また、障がいのある方と一緒に歩くことで、普段意識しない段差や細い道、急な坂などが障がいとなっていることに気づき、だれにでも暮らしやすいまちになるよう考えるきっかけとなりました。

#### ④ 推進施策D. 他分野との協働

##### 現状と課題

- 第2次半田市地域福祉計画期間において、母子保健や教育分野との連携を進め、0歳から18歳までの切れ目のない支援体制の構築に向けた協議を進めています。
- 福祉分野に限らず、農業、工業、商業、多文化共生、防災、デジタル、観光など、半田市が進めるまちづくりにつながる他分野との協働が求められます。
- 他分野に対して「福祉でできること」から「福祉とだからできること」まで幅広く議論できる場や環境づくりを進めていく必要があります。

##### PLAN 施策

施策	主な取組例	関連機関
様々な分野との協働に向けて協議する機会をつくります	<ul style="list-style-type: none"><li>・協働に向けたニーズの把握調査や情報提供</li><li>・企業と協働したまちづくり、地域づくりの実践</li></ul>	社協 民間企業



コラム  
⑤

##### 『ナイスー』『サンキュー』声をかけあうプロギング



近年、ごみ拾いをしながらジョギング・ウォーキングを行う「プロギング」が市内各所で行われています。

成岩地区では、成岩地区介護予防・生活支援協議会が中心となって健康づくりや人とのつながりのために市民や企業の方と一緒にプロギングを行いました。ごみを拾つたら周りが『〇〇さん、ナイスー！』と声をかけ、拾った本人が『サンキュー！』と返事をする。はじめは少し遠慮がちだった地域の方も、企業の新入社員が盛り上げてくれ、とても楽しく実施できました。顔見知りではない人同士でも自然と声かけをすることで、仲良くなり、プロギングが終わるころには、ごちゃまぜでお話しができる関係性になっていました。

## (2) 基本目標2. 参加の機会の創出

### ⑤ 推進施策E. 住民に身近なところの参加支援

#### 現状と課題

- 児童センターや子ども食堂、地域サロン、地域ふれあい施設など、子どもから大人まで多様な年代が参加できる居場所が第3層（小学校区）を中心とした身近な地域で展開されています。
- 行政に限らず、市民活動により運営されている居場所も数多くありますが、参加者の固定化や担い手の高齢化などが課題となっています。
- 身近な社会資源を知ることで、自身の興味・関心のある活動と結びつきがあることに気が付き、社会参加のきっかけにつながります。
- 社会参加へのハードルを高く感じ、自ら参加することが難しい方の一歩目のハードルを下げる取組を進めていくために、支援者が社会資源を知り、参加支援を一緒に考えることができるようにしていくことが必要です。

#### PLAN 手策

施策	主な取組例	関連機関
社会資源を知る機会をつくり、参加支援につなげていきます	<ul style="list-style-type: none"><li>多世代・多様な属性が参加できる居場所づくり</li><li>社会資源の広報</li><li>参加支援のコーディネート</li></ul>	地域住民 社協

#### コラム 乙川地区にお助け隊ができました！

⑥

半田市内で初めて「お助け隊」が誕生してから13年。この度、乙川地域内（乙川東小学校区の一部）で「お助け隊」が発足しました。高齢化が進むご自身の地域を見渡して「困っている人が増えてきた」と感じた住民の方々が、「まだ元気なうちにやれることを！」と立ち上げられたものです。「庭の草が刈れない」「大きなものが運べない」「電球が替えられない」など、ほんの少し手助けがあれば「あとは自分でできる」という方は多くいらっしゃいます。そんな方々を、地域住民同士で助け合うという素敵な活動です。また、困りごとが気軽に話せる場として、「サロン活動」も始めました。「困ったときは地域でさえあうことが大事」という思いを込めて、名前は「おつひ♡さえあいたい」と名付けられました。



## ⑥ 推進施策F. 福祉人材の獲得・育成

### 現状と課題

- 福祉事業所で働き、制度的福祉サービスを支える重要な人材（福祉人材）の不足は、市民への安定した福祉サービスの提供に影響します。人材不足の深刻化は在宅介護による介護離職等を誘発する懸念があります。
- 福祉分野の資格取得に必要な実習カリキュラムについて、半田市内の多くの法人（事業所）が協力し、実習生（学生）を受入れています。一方、法人（事業所）間の連携が図られておらず、実習生にとってより効果的に学べる環境づくりや体制づくりが進んでいない現状があります。
- 小規模な福祉事業所では、同期や年齢が近い職員が少なく、また管理職等へのキャリアアップのための研修機会をつくることは容易ではありません。市内の事業所間で同年代のつながりを作り、若手人材や管理職になるための人材育成を実現していくことが求められています。

### 施策

施策	主な取組例	関連機関
中学生までの世代に対して、ふくし共育やふくしへの理解を促進します	<ul style="list-style-type: none"><li>・ふくし共育やふくし理解促進イベントの実施</li><li>・小中学校での授業実施</li></ul>	社協
高校生から大学生世代に対して、福祉人材確保につながる機会を幅広くつくります	<ul style="list-style-type: none"><li>・実習に係る事業所連携の機会の創出</li><li>・インターンシップや就活イベントの実施</li><li>・福祉分野以外の学生へのふくし理解の促進</li><li>・キャリアプランの展開</li></ul>	福祉事業所 教育機関
福祉事業所で働く人材の育成機会をつくります	<ul style="list-style-type: none"><li>・若手職員の交流機会の創出</li><li>・管理職講座の実施</li></ul>	福祉事業所

## ⑦ 推進施策G. 就労につながる人材の育成

### 現状と課題

- 分野別（障がい、困窮、高齢（シルバー）など）に企業開拓が進められていますが、企業側が委託したい業務とその福祉分野側とのニーズがマッチングしないことがあります。特定の分野からのアプローチだけではなく、福祉分野全体が一体となって広く企業との連携を深め、多様な就労機会の創出・拡大を図っていく必要があります。
- 様々な働きづらさを抱える人にとって、就労に向けて訓練する機会は社会参加のための準備として非常に大切な機会であり、企業側にとっても、雇用前に就労の様子や成果を知り、リスクを最小限に留めることができる機会であるため、非常に有用です。
- 全国的には、ショートワークやスキマバイトなど新しい多様な働き方が生まれてきています。ひとりの人が実施する業務を細かくひも解き、できる人にきりわけることができれば、特に福祉分野同様に深刻な人材不足に悩まされる中小企業等の課題解決の一助になることが期待できます。

### 施策

施策	主な取組例	関連機関
様々な働きづらさを抱える人の就労支援を行います	<ul style="list-style-type: none"><li>・ダイバーシティ・エクイティ&amp;インクルージョン（DE&amp;I）就労推進プラットフォームの構築</li><li>・各種就労支援事業の実施</li></ul>	福祉事業所 民間企業 教育機関 社協

※ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン（DE&I）・・・

ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン（DE&I）は、多様性（Diversity）、公平性（Equity）、包括性（Inclusion）という3つの概念を組み合わせたものです。これは、様々な背景を持つすべての人々が、公平な扱いを受け、その能力を最大限に発揮できる組織や社会を目指す考え方を指します。

### (3) 基本目標3. 相談支援の充実

#### ⑧ 推進施策H. 地域住民の気づきの目と支援機関につなげる行動の醸成



##### 現状と課題

- 各種サポーターの養成、民生委員・保護司の活動推進、ふくし相談窓口のPR、ふくし共育や地域見守り活動の推進等を通じて、地域には多くの気づきの目となる存在がいます。
- 知り合いや身近な存在には自分の悩みを相談しにくい方が一定数いることや、本人が困っていることに気付いていないといった課題も生まれています。周囲の支援者が気づきつなぐことができるよう、今あるしづみを今後も広く周知していく必要です。



##### 施策

施策	主な取組例	関連機関
各種サポーターの養成や相談窓口の周知を行います	・各種サポーターの養成・活躍の場の創出 ・市や国、県の相談窓口の周知 ・イベントの活用等	地域住民 福祉事業所 学校 民間企業
相談窓口に来られない人に対するアウトリーチを行います	・アウトリーチ支援の実施 ・相談者へのフィードバック ・地域住民とともに支援する体制の活用（地域ケア会議等）	社協 福祉事業所 地域住民



##### コラム

⑦

##### 笑顔を届ける『緑ヶ丘住宅見守り隊』

緑ヶ丘住宅では75歳以上でおひとり住まいの世帯も多く、また同じ住宅に住む方々とのつながりが少ない方もいます。令和5年11月より、緑ヶ丘住宅に住む中学生が「見守り隊」としてご高齢の方のお宅を訪問し「笑顔」を届ける取り組みを始めました。月に1回、訪問に伺うことで、少しずつ顔見知りになり、互いに声をかけあえる関係づくりにつながっています。

見守り隊として活動する生徒は、住宅の集会所で開催されている「子ども食堂」や「放課後学習会」に小学生の頃から参加しており、中学生になった自分にできることをしよう、と活動しています。

## ⑨ 推進施策Ⅰ. ふくし相談窓口

### 現状と課題

- 第2層(中学校区)での多機関連携会議(ふくし事業所連絡会)を中心に、ふくし相談窓口の開設が広がり、令和7年1月1日現在で、98の福祉事業所がふくし相談窓口の看板を掲げているため、地域住民にとって歩いて行ける距離での相談先が増えました。
- 地域住民へのPRとして、福祉事業所のマップやチラシの全戸配布、啓発カードの作成や商店での設置、啓発動画の制作などを進めていますが、ふくし相談窓口への相談数は少ないのが現状です。
- ふくし相談窓口の機能には、相談を受けることばかりではなく、福祉事業所の利用者の家族の困りごとを、高齢、障がいなどの分野を超えて気づき、早期に支援することが挙げられます。福祉事業所の利用者との関わりが深い職員に、この機能について理解を深めていく必要があります。

### PLAN 施策

施策	主な取組例	関連機関
ふくし相談窓口の周知啓発と機能の理解促進をすすめます	・地域住民や福祉事業所への理解促進、周知啓発 ・日常の居場所での出張相談の実施	福祉事業所 社協

### コラム

⑧

### 歩いて行ける『ふくし相談窓口』



半田市では、市内のふくし事業所等が「ふくし相談窓口」として、さまざまな相談を受けています。

「ふくし相談窓口」は、地域の身近な相談窓口として、地域のみなさまの「ちょっと気になること」「どこに相談したら良いか」などを受けとめる窓口です。専門分野の相談でなくても相談してください。個々の施設等で対応が難しい場合は、さまざまな機関と連携して対応します。たとえば・・・

○障がいの事業所の窓口でも、生活困窮についての相談ができます。

○介護の事業所の窓口でも、子どもについての相談ができます。

○子どもに関する事業所の窓口でも、ひきこもりの相談ができます。

気軽に相談してください♪

## ⑩ 推進施策J. 複合的な課題を抱える市民を支援する体制の拡充

### 現状と課題

- 令和3年度から令和4年度の2か年、重層的支援体制整備移行準備事業を実施し、令和5年度からは重層的支援体制整備事業の本格実施を開始しました。第2層の中学校区単位でCSWを配置し、複雑的・複合的な課題に対応する体制を整備しています。
- 複雑的・複合的な課題への対応はCSWを中心に、各分野の支援機関がそれぞれの強みをもちより、一緒になって考え、支援していく環境が必要です。この環境構築のため、重層的支援会議や生活困窮者自立支援調整会議などの会議体を統合した「ふくし“まるごと”会議」を開催していますが、構成員が多く意思決定や支援方針の議論に課題を抱えています。
- 今後、複雑化・複合的な課題を抱える方に対する支援は多角的な視点で多様な支援策を検討する必要があります。そのため、支援者への支援についても取り組んでいく必要があります。

### 施策

施策	主な取組例	関連機関
支援者の顔の見える関係づくりを行います	<ul style="list-style-type: none"><li>・分野を超えた支援者ネットワークの構築</li><li>・支援者が孤立しない支援体制の整備</li></ul>	社協 福祉事業所
多様な会議体や相談窓口を活用し、様々な相談に対応する支援体制をつくります。	<ul style="list-style-type: none"><li>・各種会議体の有効活用</li><li>・SNSを活用した相談支援体制の検討</li></ul>	社協

※CSW（コミュニティソーシャルワーカー）・・・

CSW（コミュニティソーシャルワーカー）は、地域住民の困りごとを解決し、地域をより良くするための専門職を指します。地域に根ざした活動を通じて、誰もが安心して暮らせる「まちづくり」を推進しています。

⑪ 推進施策K. 多死社会における身元保証、住まい、死後の支援

 現状と課題

- 身寄りのない高齢者等にとって、住まいの確保をはじめとした自身の権利が守られていない現状があります。誰もが安心して暮らしていくよう、身元保証や借家の契約のしくみを検討する必要があります。
- 多死社会を迎えるにあたり、身寄りのない高齢者等の中には、亡くなった後の火葬や葬儀代などを捻出できない方もいます。既存の広域的なしくみも含めて、初期費用を支払えない人の死後対応を含めたしくみの検討と構築が必要です。
- 身寄りのない高齢者等の課題として、病気やけがのケア、近隣トラブルへの対応が挙げられ、住まいを提供する大家も家賃滞納などの心配事や不安を抱えています。こうしたことに対して、一人の人への関わりの範囲を増やしていく必要があります。

 施策

施策	主な取組例	関連機関
誰もが安心して住み続けられるしくみを構築します	<ul style="list-style-type: none"><li>・民間企業等と連携した死後対応のしくみづくり</li><li>・民間企業等と連携した見守り体制づくり</li><li>・居住支援協議会を活用したしくみづくり</li></ul>	不動産会社 居住支援法人 民間企業 福祉事業所
身寄りのない高齢者等への対応のしくみをつくります	<ul style="list-style-type: none"><li>・身元保証の充実</li><li>・新たな権利擁護のしくみづくり</li></ul>	社協 身元保証団体 知多地域権利擁護支援センター
死後支援のしくみをつくります	<ul style="list-style-type: none"><li>・入居者の死後対応への補償</li><li>・家賃債務保証や残置物処理も保険対応</li></ul>	保険会社 宅建協会 居住支援法人 不動産会社

## ⑫ 推進施策Ⅰ. 意思決定を重視した第3の権利擁護のしくみ

### 現状と課題

- 身寄りのない高齢者等が、事前に終活について考える機会をもつ必要があります。また、自身の死後対応を依頼できる組織や人と生前からつながりをもてるような制度やしくみを検討する必要があります。
- 身寄りのない高齢者等の支援を考えていく上で、家族機能の中で解決してきた生活課題を、代わりの方法で解決するしくみを検討する必要があります。
- 成年後見制度等の見直しが見込まれており、本人の特性や状態に応じた権利の行使を支援するため、国の動向を注視していく必要があります。

### 施策

施策	主な取組例	関連機関
家族機能の中で解決してきた困りごとをささえあいの中で解決していくしくみをつくります	<ul style="list-style-type: none"><li>・コミュニティサービスによるささえあいのしくみづくり</li><li>・互助会等の企画・運営・普及・啓発</li></ul>	社協 ボランティア団体 知多地域権利擁護支援センター
本人や家族のニーズに合わせた新たな権利行使支援のしくみをつくります	<ul style="list-style-type: none"><li>・成年後見制度と日常生活自立支援事業の利用促進</li><li>・制度に当てはまらない方々への新たな権利行使支援のしくみづくり</li><li>・空き家と土地を活用するしくみづくり</li><li>・ライフエンディング事業の啓発</li></ul>	社協 知多地域権利擁護支援センター 宅建協会 民間企業
死後事務が不安なく実施できる体制を整備します	<ul style="list-style-type: none"><li>・行政内の連携した支援</li></ul>	

### 第3節 計画の評価及び進行管理に関して

第2節の推進施策の成果を評価するために、以下のとおり評価指標を設定します。地域福祉は数値だけでは計ることが難しい内容も多く含まれているため、年度ごとにその年度の実施計画を立て、目標に至るまでのプロセスについても併せて評価することで、適切な進行管理に努めます。

なお、地域福祉計画策定委員会に携わったメンバーを中心に地域福祉計画推進委員会を設置することとし、計画の評価、毎年度の実施計画や実施事業の進行管理を行います。また、施策や事業の実施にあたっては、必要に応じて部会等を設置し、計画の推進を図ります。

#### [ 評価指標 ]

関連する 推進施策	項目	現状	目標 (R13)
A	「地域の活動をしている」又は「今後活動したい人」の割合	合計 26.5%	合計 35.0%
B	避難行動要支援者等が参画した避難訓練の開催数	-	6 自治区
C	福祉事業所と地域住民との地域課題解決に向けた合同会議の開催数	-	各地区で開催継続
D	他分野との協働事業化に向けた協議回数	-	年1回
E	地域課題の解決につながった参加機会の場の創出数	-	年1つ
F	人材確保に係る検討会の開催回数	-	年2回
G	D & I 就労推進プラットフォームの協力企業数	-	20 社
H	地域ケア会議等の実施回数	-	年 12 件
I	ふくし相談窓口の認知度	15.8%	20.0%
J	支援会議の実施回数	10 件	50 件
K	居住サポート住宅等の活用件数	-	20 件
L	権利擁護に関する市民・専門職等向け啓発活動件数	年 20 回	年 25 回



# ◆ 半田市の目指す包括的支援体制 ◆

第4層 身近な区域

## 【地域づくり】 【地域の支え合い】



気づき 解決  
相談

困りごとのある／困り感に気付いていない個人・世帯

地域生活課題への対応

地域サロン・地域ふれあい施設

○○サポーター・ピアサロン

子ども食堂・SNS Web

社会教育・教育機関

一般企業・勤務先

保護司・民生・児童委員

つなぎ 解決  
相談

## 【生活支援協議会】

亀崎  
乙川  
半田  
青山  
成岩

解決  
協働  
【多機関連携会議】

高齢  
障がい  
子ども  
生活困窮

## 【地域生活課題の検討・協議】



プロジェクト会議・チーム

連携  
【管理】

地域福祉計画推進委員会

分野別計画推進委員会 等

人材確保・育成  
参加

参加

## 【他分野との協働】

農業・工業・商業  
多文化共生・防災

連携  
【連携】

困りごとのある／困り感に気付いていない個人・世帯

相談

気づき 解決  
相談

つなぎ 解決  
相談

気づき 解決  
相談



## 第5章 半田市重層的支援体制整備事業実施計画

### 第1節 半田市における重層的な支援体制の現状と課題

本市では、令和3年度から令和4年度の2年間、重層的支援体制整備移行準備事業（以下、「移行準備事業」という。）を実施しました。移行準備事業では、半田市社会福祉協議会へ「アウトリーチ等継続的支援事業」、「多機関協働事業」、「参加支援事業」を委託し、3名のCSWを配置しました。

この2年間の相談実績等を踏まえ、令和5年度からCSWを5名に増員するとともに、新たに「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」を半田市社会福祉協議会に委託し、重層的支援体制整備事業を本格的に開始しました。

#### （1）令和5年度から令和6年度の多機関協働事業等における本市の現状と課題について

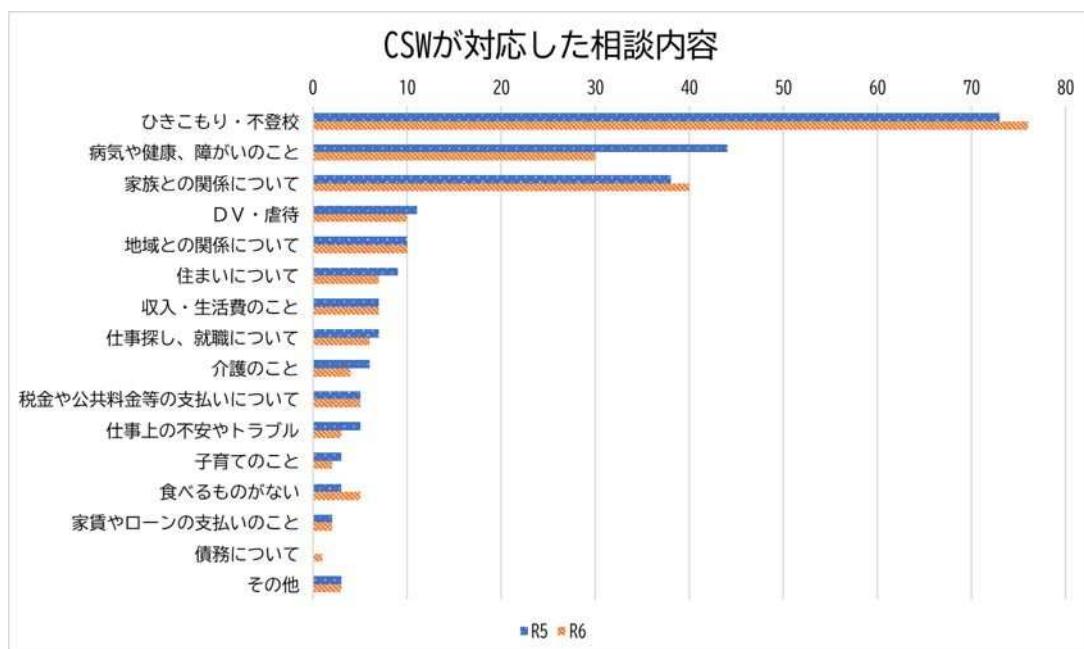
これまでの本市の重層的支援体制整備事業では、高齢・障がい・子ども・生活困窮の分野ごとの相談体制では対応が困難なケースとして、まずは「8050世帯」と「中卒無業者」を中心にCSWが介入しました。ここでは、重層的支援体制整備事業実施計画の策定にあたり、令和6年度の移行準備事業を実施してきたことで見えてきた現状と課題を分析しました。

##### ① 相談内容

令和6年度のCSWの対応件数は211件でした。相談内容を集計した結果、「ひきこもり・不登校」に関する相談が76名と最も多く、次いで、「家族との関係について」が40名、「病気や健康、障がいのこと」が30名でした。

「ひきこもり・不登校」に関する相談は、市内中学校での会議に専門職として参加し、不登校や問題行動がある生徒について、速やかに情報連携できる体制の構築を行っているため、相談件数が多くありました。

「家族との関係について」に関する相談は、中学生における進路相談や日常生活における親子関係の不和等に関する相談が多くありました。

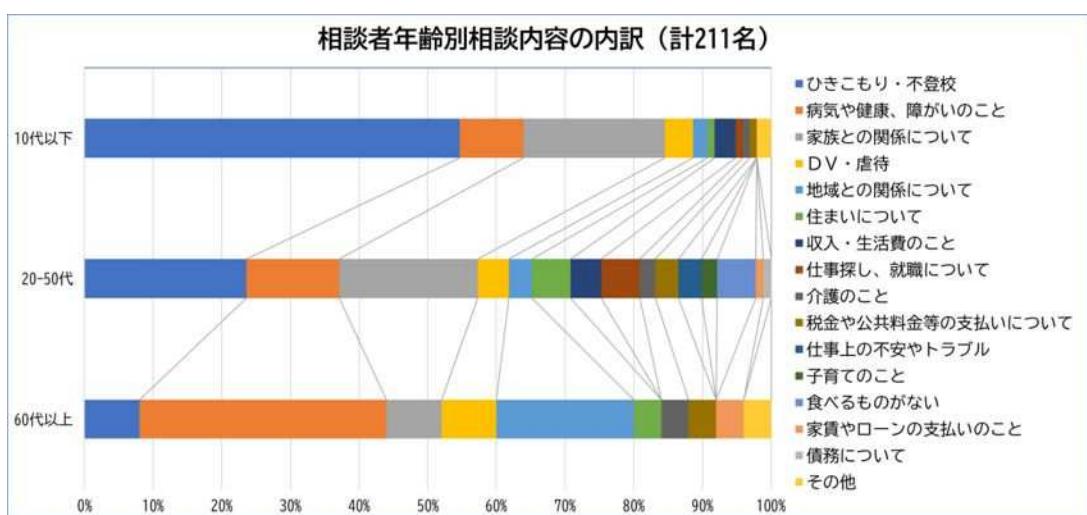
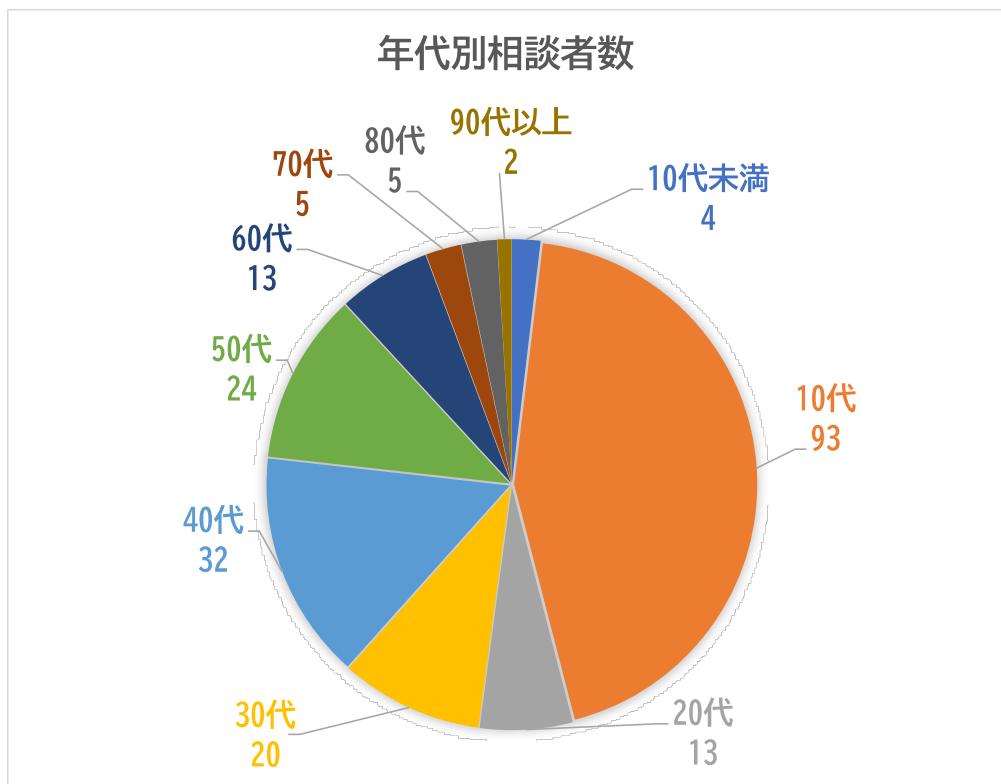


## ② 年代別相談者数

相談者の年代は、10代が93名と最も多く、次いで40代が32名、50代が24名でした。

10代が最も多くなった要因は、上記の市内中学校の会議に参加して、情報連携しているためであると考えられました。また、重層子ども支援会議により、中学校3年生の卒業後心配な要素を抱えている子どもへの対応をスクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」という。）や学校から引き継いでおり、中卒無業者のセーフティネットとして機能しているためであると考えられました。

年代別に相談内容を比較した結果、10代以下では、「ひきこもり・不登校」、「家族との関係」に関する相談が他の年代より多くありました。20～50代では、「住まいについて」、「収入・生活費のこと」、「仕事探し・就職」、「仕事上の不安やトラブル」、「子育てのこと」、「食べるものが無い」に関する相談が他の年代より多くありました。60代以上では、「病気や健康、障がい」、「地域との関係」、「税金や公共料金等の支払いについて」、「家賃やローンの支払いのこと」に関する相談が他の年代より多くありました。このように、ライフステージによって相談内容の変化があり、それぞれの相談内容に対応可能な関係機関との連携が必要であると考えられました。



### ③ 地区别別相談者数

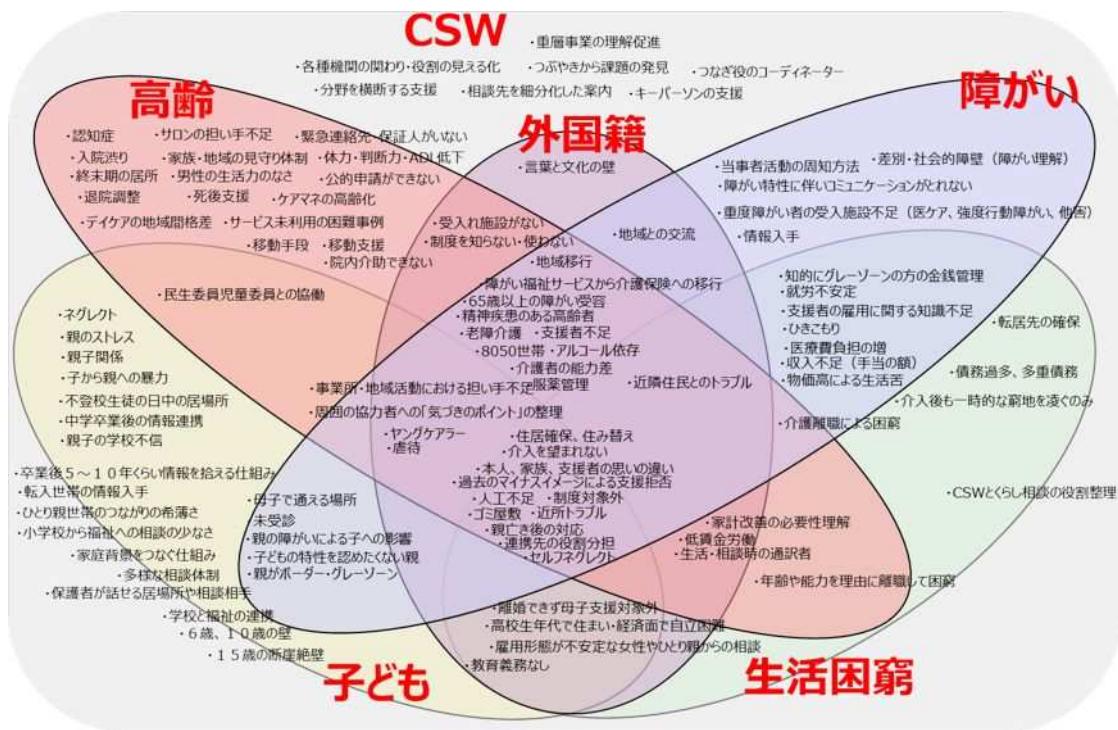
5つの中学校区による相談件数については、概ね人口動態と一致しており、その他にも、相談者数が多い中学校区は、公営住宅が多い地区、中学校と密な連携ができている地区という傾向がありました。



## (2) 重層的なふくし課題の整理

これまでのふくまる会議や支援会議、その他の会議で専門相談支援機関から共有されたケースや、専門職、事業担当課からの意見を集約しました。下表では、「対象者・状態」、「要因・きっかけ」、「課題」の3項目で整理していますが、それぞれ単一の要因や課題ではなく、個々のケースによって複雑的・複合的に絡み合い、支援困難事例となっています。これらの課題に対応するためには、協議する場や支援チームの結成など、包括的支援体制の構築が必要であると考えられました。

対象者・状態	要因・きっかけ	課題
ひとり親世帯	虐待	住居確保（住替え・連帯保証・緊急連絡先）
外国籍	離婚	就労支援（雇用形態・派遣・定着）
80・50世帯	介護	社会参加支援
ひきこもり	家族関係（悪化、親の特性・思い等）	居場所（活躍機会）
中卒・若者無業者	病気（末期がん、脳梗塞、うつ、認知症等）	金銭管理（家計改善・債務整理）
不登校	死亡（家族）	相談相手（困りごとを聞く）
グレーゾーン	ストレス・精神疾患	学校以外の教育の場
ダブルケア	障がい受容できない（認めたくない）	緊急時の対応（一時的な窮地・災害等）
社会的孤独・孤立	離職（介護離職含む）	コミュニケーション支援
セルフネグレクト	世帯内にキーパーソン不在	未受診・受診干渉
経済的困窮	住居喪失（退去命令・家賃滞納）	契約行為
ヤングケアラー	多重債務	同行支援
	犯罪・非行	生活支援（衣食住、生活能力向上）
	減収	支援拒否（発見→支援へのつなぎ）
	滞納・差押え（税・公共料金）	再犯防止
		法・制度による支援対象外（制度の狭間）



### (3) 課題により推進が必要な施策まとめ

(2) の課題から、以下に掲げる施策を推進する必要があります。

- ①困っている人の早期発見、早期支援できる仕組み（地域の見守り、アウトリーチ）
- ②ひとりの対象者・世帯をチームで支援する多機関協働（関係機関間の連携）
- ③困りごとに関わり続ける体制づくり（伴走支援）
- ④社会参加できる地域資源の拡大（地域づくり事業の拡充）
- ⑤課題解決が困難な事例や地域課題に対する支援体制の構築（他分野との協働）

## 第2節 重層的支援体制整備事業とは

重層的支援体制整備事業は、地域共生社会の実現に向け、既存4分野（高齢、障がい、子ども、生活困窮）で対象とならなかった人や、各分野が重なり合って支援していた人を重層的に支援する事業として始まりました。半田市では、各分野の制度の対象とならない「制度の狭間の人」や、一つの家庭の中で複合化した課題を抱えていたり、本人に複数の課題があったり、一つの支援機関だけでは解決できない「複雑化・複合化したケース」、本人が困っていない場合や、困り感があるがどこに相談をすればよいのかわからない「セルフネグレクト」などを本事業の対象者に想定しています。

これらの対象者を支援するため、①属性を問わない包括的相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援体制を強化するために、④多機関協働事業、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として、①から⑤までの事業を一体的に実施します。半田市では、これらの事業を効果的に実施するために、以下のように事業を整理し、各事業に連携を持たせ、広く支援ができるように本事業を活用していきます。



## 第3節 基本方針

第1節のとおり、今まで気づかなかった課題や周囲の協力が得られにくい課題などが見えてきました。これらの課題を解決、もしくは問題化してくる前に支援ができるよう、包括的支援体制の構築を目指します。

そこで、本市では「誰ひとり取りこぼさないまち はんだ」の基本理念のもと、次の5つの基本方針を掲げ、施策を推進していきます。

### 重層的支援体制整備事業の基本理念

～ 誰ひとり取りこぼさないまち はんだ ～

- ① 身近な地域の中で困っている人に「気づき」、「つなぐ」ことができる体制をつくり、助けてと言えない方には周囲の声を頼りに訪問して支援します。
- ② 地域ごとの特徴を活かし、地域住民、行政、事業所などが協力し、それぞれのできることから、困っている人を一步踏み込んで、重なり合って支援します。
- ③ 地域の困りごとや困っている人に向き合い、関わり続けます。
- ④ 住民が「ささえられる」だけでなく、「ささえ」側にもなることで、誰もが役割をもち、「ささえあうまち」をつくります。
- ⑤ 福祉分野だけではなく、教育や産業、防災、住まい、多文化共生など分野を超えて、地域住民や企業、事業所などと一緒に、困りごとを解決するしくみをつくります。

## 第4節 実施事業と実施体制

重層的支援体制整備事業は、社会福祉法第106条の4第2項の各号で実施する事業が定められており、これらの事業を一体的に実施することで、効果的な実施を進めていきます。それに加え、移行準備事業で見えてきた課題解決のための取組や、既存の活動のうち第3節の基本方針につながる活動について、本事業を効果的・効率的に活用していきます。

### (1) 重層的支援体制整備事業と関連して実施する取組

関連する事業	取組	概要	関連する基本方針
包括的相談支援	ふくし相談窓口	住民に身近な福祉事業所で、相談できる体制を築きます。また、事業所の利用者等から、潜在的な8050世帯の発見につながるよう、事業所は「気づき」と「傾聴」と「つなぎ」を担います。	①、②、③
地域づくりに向けた支援	多機関連携会議	中学校区（2層）を基本として、高齢、障がい、子ども、生活困窮の各分野の事業所が集まり、事業所同士の連携や地域課題について話し合います。それぞれの課題について、地域とともに活動を進めます。	①、②
	ふくし共育	学校や企業、事業所を対象に、福祉職や当事者からの講話や体験、交流を通じて、「ふだんのくらしのしあわせ」について考える機会をつくります。「ふくし」に関する考え方を広め、地域力の向上を図ります。	①、④
	重層子ども支援会議	特に、子どもがいる世帯の複合的な課題について、今後の対策を協議します。福祉分野だけでなく、幼稚園や保育園、小中学校等とともに、課題解決に向けた体制づくりを進めます。	①、②、⑤
	地域活動	住み慣れた地域でのおたがいさまの関係づくりのために、地域特性や課題・ニーズに沿った様々な活動やイベント等を実施します。当事者とともに活動し、誰もが活躍できる機会をつくります。	①、② ④、⑤

関連する事業	取組	概要	関連する基本方針
アウトリーチ等継続的支援事業	支援員の養成	緩やかな伴走支援ができるアウトリーチ支援員を養成し、セルフネグレクトの状態にある人への伴走支援や、孤立・孤独感がある市民への見守りができる体制づくりを進めます。	③
多機関協働事業	重層的支援会議	重層的支援会議で実施する内容をはじめ、地域課題の共有・協議や、重層的支援体制整備事業実施計画の評価等を行います。	②、③、⑤
	支援会議	日ごろのケース会議の中で専門相談・関係機関が連携しても対応が難しいケースについての共有や、地域課題の整理等を行います。	②、③、⑤
	事例検討会	実際の事例を取り上げて事例をひもとき、対象者への評価や介入方法について情報交換を行います。	②、③

## (2) 重層的支援体制整備事業の実施に係る支援提供体制に関する事項（社会福祉法第106条の4第2項）

<包括的相談支援（社会福祉法第106条の4第2項第1号イ～ニ）>

実施事業	実施体制	
地域包括支援センター運営事業 (介護保険法第115条の45第2項第1～3号)	【概要】	地域の高齢者的心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う事により、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。
	【機関(窓口)名称】	半田市包括支援センター、半田市南部包括支援センター
	【対象圏域】	第2層（中学校区）
	【設置箇所数】	2箇所
	【設置形態】	基本型
	【運営形態】	委託(半田市社会福祉協議会、椎の木福祉会)
	【所管課】	高齢介護課

実施事業	実施体制	
障害者相談支援事業 (障害者総合支援法 第 77 条第 1 項第 3 号)	【概要】	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援、虐待の防止など権利擁護のために必要な援助を行う。
	【機関(窓口) 名称】	半田市障がい者相談支援センター
	【対象圏域】	第 1 層 (市全域)
	【設置箇所数】	1 箇所
	【設置形態】	基本型
	【運営形態】	委託 (半田市社会福祉協議会)
	【所管課】	地域福祉課
利用者支援事業 (子ども・子育て支 援法第 59 条第 1 号)	【概要】	子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての情報集約・提供、相談、利用支援・援助等を行う。
	【機関(窓口) 名称】	子ども育成課 (子育て支援センター)、子育て相談課
	【対象圏域】	第 1 層 (市全域)
	【設置形態及 び箇所数】	基本型 2 箇所、こども家庭センター型 1 箇所、妊婦等包括相談支援事業型 1 箇所
	【運営形態】	直営
	【所管課】	子ども育成課、子育て相談課
	【概要】	生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業・住居確保給付金事業・家計改善支援事業・就労準備支援事業などの実施により、生活保護に至る前の生活困窮者の自立を支援する。
自立相談支援事業 (生活困窮者自立支 援法 第 3 条第 2 項)	【機関(窓口) 名称】	くらし相談室
	【対象圏域】	第 1 層 (市全域)
	【設置箇所数】	1 箇所
	【設置形態】	基本型
	【運営形態】	一部委託
	【所管部署】	生活援護課

<参加支援（社会福祉法第106条の4第2項第2号）>

実施事業		実施体制
参加支援事業	【概要】	各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。
	【機関（窓口）名称】	半田市社会福祉協議会
	【対象圏域】	第2層（中学校区）
	【配置人数】	3名（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び多機関協働事業と兼務）
	【運営形態】	委託（半田市社会福祉協議会）
	【所管部署】	地域福祉課

<地域づくりに向けた支援（社会福祉法第106条の4第2項第3号イ～ニ及び同号柱書）>

実施事業		実施体制
地域介護予防支援事業 (介護保険法第115条の45第1項第2号のうち厚生労働大臣が定めるもの)	【概要】	地域住民主体で行う介護予防のための「通いの場」を充実させ、人と人のつながりを通じて要介護・要支援状態になっても生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を図る。
	【事業名称】	地域介護予防活動支援事業
	【対象圏域】	第4層（身近な区域）
	【運営形態】	補助（各登録団体）
	【所管部署】	健康課
生活支援体制整備事業 (介護保険法第115条第2項第5号)	【概要】	高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを担う生活支援コーディネーターを配置し、課題の抽出、サービスの創出、サービスの担い手の育成、関係者間の協議体の運営などを実施する。
	【機関（窓口）名称】	ボランティア地域ささえあいセンター（生活支援コーディネーター）
	【対象圏域】	第2層（中学校区）
	【配置人数】	5名
	【運営形態】	委託（半田市社会福祉協議会）
	【所管部署】	高齢介護課

実施事業	実施体制	
地域活動支援センター事業 (障害者総合支援法第77条第1項第9号)	【概要】	障がい者に創作的活動又は生産活動の機会を提供し社会との交流の促進を図るとともに、日中の居場所として必要な支援及び当事者活動の場を提供する。
	【拠点名称】	地域活動支援センター（フリースペース型）
	【対象圏域】	第1層（市全域）
	【設置箇所数】	1箇所
	【設置形態】	委託
地域子育て支援拠点事業 (子ども・子育て支援法第59条第9号)	【概要】	主に0歳から3歳の乳幼児とその保護者を対象に地域における親同士の出会いや交流の場を提供する。また、育児不安や孤立した子育て家庭への不安解消を図る。
	【拠点名称】	子育て支援センター「はんだっこ」、岩滑こども園子育て支援室「ぴよぴよ」、亀崎幼稚園子育て支援室「かめちゃんルーム」、板山ふれあいセンター、青山児童センター「花・はな」、子育てサポートセンター「たいようの家」、KORO*KORO*はうす
	【対象圏域】	第2層（中学校区）～第3層（小学校区）
	【設置箇所数】	7箇所
	【設置形態】	一般型
	【運営形態】	一部委託
	【所管部署】	子ども育成課、幼児保育課、学校教育課
	【概要】	地域におけるつながりの中で、住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりを行うを通じて、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図る。
	【対象圏域】	第2（中学校区）～第3層（小学校区）
	【運営形態】	委託（半田市社会福祉協議会）
	【所管課】	地域福祉課

<アウトリーチ等を通じた継続的支援（社会福祉法第106条の4第2項第4号）>

実施事業	実施体制	
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	【概要】	複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために必要な支援が届いていない方に支援を届ける。
	【機関(窓口)名称】	半田市社会福祉協議会
	【対象圏域】	第2層（中学校区）
	【配置人数】	3名（参加支援事業及び多機関協働事業と兼務）
	【運営形態】	委託（半田市社会福祉協議会）
	【所管課】	地域福祉課

<多機関協働（支援プラン作成を含む。）社会福祉法第106条の4第2項第5号及び第6号）>

実施事業	実施体制	
多機関協働事業	【概要】	重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、包括的な支援体制を構築する。
	【機関(窓口)名称】	地域福祉課、半田市社会福祉協議会
	【対象圏域】	第1層（市全域）
	【配置人数】	3名（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業と兼務）
	【運営形態】	一部委託（半田市社会福祉協議会）
	【所管課】	地域福祉課

## 第5節 計画の評価及び進行管理に関して

本計画に関しては、地域福祉計画推進委員会を評価機関とし、第4節に掲げる事業について、その内容等について報告し、関係機関間で適切に情報共有することで、進捗管理していきます。

また、重層的支援体制整備事業は地域福祉計画と一体的に推進することが重要であるため、地域福祉計画の策定・見直し時に一体的に見直しすることとします。

### [ 評価指標 ]

事業	現状	目標 (R13)
○多機関協働事業 支援会議の実施回数	10 件	50 件
○アウトリーチ等継続的支援事業 アウトリーチ等継続的支援の 対象者数	115 人	100 人※
○参加支援事業 参加支援事業の対象者数	10 件	20 件

※早期発見体制の強化により、アウトリーチ等継続的支援の対象者数の減少を目指します。